

# 平成27年度 第1回杉並区外部評価委員会 次第

平成27年7月14日(火)午後3時～  
区役所東棟4階 庁議室

## 1 報 告

- (1) 平成25年度外部評価に対する対処結果について
- (2) 平成27年度行政評価等の取組について

## 2 議 事

- (1) 平成27年度外部評価の進め方について

## 3 そ の 他

### 資 料

- ・資料1 委員名簿
- ・資料2 事務局名簿
- ・資料3 諮問書（写し）
- ・資料4 平成25年度外部評価に対する所管の対処結果
- ・資料5 平成27年度行政評価等の取組について
- ・資料6 事務事業評価表、施策評価表等見本
- ・資料7 平成27年度外部評価の進め方について
- ・資料8 評価対象施策等一覧

## 平成 27 年度 杉並区外部評価委員会 委員名簿

(第 7 期 : H27.7.14 現在)

氏 名	所 属
伊 関 友 伸 <small>い せき とも とし</small>	城西大学経営学部マネジメント総合学科教授
奥 真 美 <small>おく ま み</small>	公立大学法人首都大学東京都市教養学部都市政策コース長・教授 内閣府「官民競争入札等監理委員会」専門員
田 渕 雪 子 <small>た ぶち ゆき こ</small>	行政経営コンサルタント 総務省の政策評価に関する有識者会議委員 原子力規制委員会行政事業レビューに係る外部有識者 鎌倉行革市民会議委員
七 松 優 <small>なな まつ まさる</small>	日本公認会計士協会 東京会杉並会会長 公認会計士 税理士
◎山 本 清 <small>やま もと きよし</small>	東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策コース教授 国土交通省政策評価会委員 財務省政策評価懇談会委員

◎は会長

## 資料 2

## 平成 27 年度 杉並区外部評価委員会 事務局名簿

政策経営部長	白 垣 学
総務部長	関 谷 隆
政策経営部企画課長	松 沢 智
政策経営部行政管理担当課長	武 井 浩 司
政策経営部財政課長	齋 藤 俊 朗
総務部総務課長	都 筑 公 嗣
総務部定数・組織担当課長	村 野 貴 弘
総務部経理課長	白 井 教 之
政策経営部企画課企画調整担当係長	佐々木 俊和
政策経営部企画課企画調整担当係長	有 坂 直 子
政策経営部企画課企画調整担当係長	吉 田 和 代
政策経営部企画課企画調整担当	馬 場 仁
総務部経理課契約統括担当係長	岡 田 良 隆



資料3

27 杉並第 20656 号

平成 27 年 7 月 14 日

杉並区外部評価委員会

会長 様

杉並区長 田中 良

### 諮 問 書

区における行政評価制度を公正かつ中立な立場から充実させ、その客観性を高めるとともに、区が発注した工事等の入札その他の契約に関し、手続の公正性及び透明性の確保を図るため、貴委員会のご意見を承りたく、諮問します。

## 平成25年度外部評価に対する所管の対処結果

### ■ 施策評価 (10施策)(注:施策名は旧総合計画のもの)

No.	施策名	担当課	頁
2	減災の視点に立った防災対策の推進	防災課	1
6	魅力的でにぎわいのある多心型まちづくり	まちづくり推進	4
8	水とみどりのネットワークの形成	みどり公園課	7
10	ごみの減量と資源化の推進	ごみ減量対策課	10
13	地域医療体制の整備	健康推進課 (旧地域保健課)	13
17	要介護者高齢者の住まいと介護施設の整備	高齢者施策課	16
20	支えあいとセーフティネットの整備	保健福祉部管理	19
21	安心して子どもを産み育てられる環境づく	子育て支援課	22
25	生涯の基盤を育む質の高い教育の推進	済美教育セン	25
30	文化・芸術の振興	文化・交流課	28

### ■ 事務事業評価 (10事業)

No.	事務事業名	担当課	頁
8	公有地活用推進	企画課	30
13	情報公開・個人情報保護・法規	情報政策課	32
14	情報政策の推進	情報政策課	35
21	職員人材育成	人材育成課	38
38	区民相談	区政相談課	40
79	特別区民税、都民税賦課事務	課税課	42
306	保健所一般事務	健康推進課 (旧地域保健課)	45
379	違反建築物取締	建築課	48
439	大気や河川水質などの環境実態調査	環境課	50
543	保健福祉職員人件費	職員課	52

### ■ 財団等経営評価

公益財団法人 杉並区障害者雇用支援事業団	54
----------------------	----

施策評価 ①

目標1 災害に強く安全・安心に暮らせるまち

**施策 2 減災の視点に立った防災対策の推進**

<p>施策目標 (平成33年度の姿)</p>	<p>○大震災発生時の被害をできるだけ小さくする減災の視点を盛り込んだ、きめ細かい総合的な防災対策が進められています。また、こうした中で、区民の防災意識が向上し、すべての区民が家具の転倒防止や備蓄などの防災対策を講じています。</p> <p>○災害時において、高齢者や障害者などの要援護者に対する安否確認・避難等の支援や、区民が適切な医療を受けられる体制が整ってきています。</p>
----------------------------	---

		24年度目標	24年度実績	目標値(33年度)
成果指標	家庭内で何らかの防災対策を実施している区民の割合	95.0%	89.3%	100%
	避難・救護の拠点である震災救援所(区立小中学校)を認知している区民の割合	86.0%	82.5%	100%
	区や地域等で実施する防災訓練に参加した区民の割合	33.0%	30.9%	40%

**【所管による自己評価】**

<p>施策の総合評価 (計画事業の取組実績と、取組実績を踏まえた評価結果)</p>	<p>区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、被災後の区民生活の早期の再建や地域の復興を図るため、地域の防災力の向上に努めているほか、震災対策をより一層充実するために地域防災計画に基づき、減災に向けたハード・ソフトの両面での整備を進めています。</p> <p>子どもや障害者などが利用する施設では、災害時に利用者を一時預かる必要があり、また、利用者の特性に対応した施設機能の強化が必要となることから、他の区立施設に先行して対応策の検討を進め、機能強化策をまとめました。</p> <p>また、災害時要援護者支援活動を補完する個別避難支援プランを民生委員が作成し、支援活動に役立てられるよう整備したほか、災害時子ども安全連絡網を整備し、災害時等における子どもの安否確認の状況を速やかに保護者に伝えることができました。</p> <p>首都直下型地震等に備え、災害時において拠点となる施設に対し、自家発電設備等の増設を行うことで、防災機能の充実した施設づくりに取り組む一方、大規模災害発生時などにおける適切な医療提供体制の維持を図るため、杉並区医療施設自家発電設備整備助成を3病院に対して行いました。</p> <p>被災地支援については、被災地のニーズに沿った「自治体スクラム支援会議」による支援を継続するとともに、大規模災害での支援活動における基礎自治体首長の主体的な役割と責務、その責務に基づき基礎自治体が行う水平的支援活動に係る経費についての国の財政措置が明確に規定されるよう、国への要請を行いました。</p>
今後の施策の方向	<p>● 拡充      ○ サービス増      ○ 現状維持      ○ 効率化      ○ 縮小</p>
改善・見直しの方向 (中長期)	<p>地域防災計画の継続的な見直しに加え、地域防災計画概要版等を活用した区民周知に努めるとともに、各種マニュアルの整備・改定を行い、計画の実効性担保に努めます。</p> <p>東日本大震災の貴重な経験を通して、重要性が再認識された学校防災倉庫の備蓄品について、改めて必要度を精査したものを備えていきます。</p> <p>また、区立施設への自家発電設備等の増設や、防災無線等、電話不通時に備えた通信インフラの確保と整備を進め、区民の安全を守る施設づくりに取り組んでいきます。</p> <p>災害時要援護者支援についても、震災救援所への避難から在宅避難を原則とする考え方に転換し、災害時要援護者対策協議会において「地域のたすけあいネットワーク(地域の手)」の見直しを進めています。</p> <p>被災地支援については、「自治体スクラム会議」参加自治体や全国市長会などと連携しながら、基礎的自治体も主体的に支援の行動を起こす役割と責務、また、その支援に係る経費の国からの財政措置の明確化に向けた取組を継続します。</p>

## 【外部評価】

今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小
施策内容への評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果指標に挙げられた指標は、3指標ともに、平成24年度目標に対し未達であり、かつ実数ベースでも前年度に比べて減少している。特に、「家庭内で何らかの防災対策を実施している区民の割合」に関しては、目標に対し△5.7%となっている。</li> <li>・事業の積み上げではなく、区民の視点に立って施策をどう展開すべきかの観点から事業の体系化を図ったうえで、成果指標の未達要因を分析し、改善につなげる必要がある。</li> <li>・避難路の整備、ヒヤリ・ハットや危険個所の対策、区民への周知等の取組も必要でないか。</li> </ul>
評価表の記入方法などについての評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価には実施した内容が記載されているだけであり、実績に基づく評価がなされていない。</li> <li>・活動指標については、実数でなく、対計画比の方が評価がしやすい。その際、解だけではなく式も記載すると有効(ex.実施回数→実施率、設置本数→設置率 等)。</li> <li>・その他の指標案としては、備蓄の充足度(区民一人当たりの備蓄品の対応日数)、安否確認・緊急メール登録者数、自家発電設置率 等。</li> <li>・成果指標に関しては、3指標ともに区民の行動・認知を測る指標であり、外的(環境や個人的事情による)要因により実績が変動する指標であることから、当該指標だけでは、施策目標にある、減災の視点を盛り込んだきめ細かい総合的な防災対策が実施されたかは把握できない。</li> <li>区の防災対策が充分か否かを区民意識調査で測り、指標化する等、区が実施した施策に対する評価が可能となるよう、再検討する必要がある。</li> </ul>
施策を構成する事務事業についての意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策を構成する事業が体系的に整理されていないことから、各事業がどう施策に貢献したか否かが見えない。よって、施策を構成する事業の妥当性は評価できない。</li> <li>・区施設の改修・改良工事事業について、防災に係る対応と、通常の施設の安全性・利便性・快適性等への対応とは、事業を分けた方が防災対策の推進に係る施策を構成する事業としては評価がしやすい。</li> <li>・災害用医薬品・医療資材の管理事業について、事業名と活動内容が合っていない。</li> <li>・緊急メールに関しては訓練等メールの送信がなされているが、安否確認においてもテストメールの送信等実施すべきではないか。</li> </ul>

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難路の整備、ヒヤリ・ハットや危険個所の対策については、狭あい道路の拡幅整備や危機管理体制の強化などの事務事業にて取組を行っているところです。</li> <li>今後は、予定している総合計画・実行計画のローリングにあわせて内容を再確認し、区民への周知方法等も盛り込んだ取組方法の検討を行います。</li> <li>・活動指標の標記の変更(実数→対計画比)及び算式の明示については、可能な限り対応します。</li> <li>・現在の成果指標が、行動・認知を測る指標であり、外的な要因で変動の幅が大きくなる場合があることから、今後は区民の視点に立ったうえで事業の体系化を図り、成果指標の分析・改善につなげます。</li> <li>・災害用医薬品・医療資材の管理事業については、指摘のとおり問題点を認識しています。来年度から活動内容と事業名を合わせるよう修正します。</li> <li>・施策の取組結果については、各事業を確実に実施することで地域防災力が向上しているという認識のもとに記述しましたが、今後は、施策に取り組んだ結果の実績に加え、構成する事務事業の貢献度や施策の持つ課題等を踏まえた、評価の記載を行います。</li> </ul>
------	---

## 【所管課の対応結果(平成26年度実施結果)】

対応結果	<ul style="list-style-type: none"><li>・平成26年度では、新たに帰宅困難者対策、防災無線のデジタル化工事やスタンドパイプの設置などを開始し、「減災の視点に立った防災対策の推進」に向け各事業の充実に取り組みました。</li><li>・事業体系や成果指標などに関しては、実行計画の改定に合わせて、平成27年度の評価から事業名(災害用医薬品・医療資材の管理事業)の見直しや新たな事業(防災行政無線デジタル化整備)も含めた評価とします。 また、平成28年度の評価からは、施策を構成する事業を整理し新しい事業体系によることとし、また成果指標なども区民の視点に立ちかつ施策の実施状況との関連が把握できるよう見直します。</li><li>・平成27年度の評価では、主な事業における取組実績のほか、防災行政無線が聞きにくいといった区民へのメール通信サービスなど今後の改善の方向性や現状における課題について記載します。</li></ul>
------	---

施策評価 ②

目標2 暮らしやすく快適で魅力あるまち

施策 6 魅力的でにぎわいのある多心型まちづくり

施策目標 (平成33年度の姿)	○荻窪駅周辺では、商業機能や生活利便施設の集積や利便性の高い都市空間の形成など、「都市再生まちづくり」が着実に進んでいます。 ○駅を中心に区内各地域の特性を活かした魅力のあるまちづくりが進み、多くの人が訪れたいくなるようなにぎわいと活力が生まれています。 ○まちなみ景観の視点から考えるまちづくり活動など区民一人ひとりの主体的な取組が進み、美しいまちなみづくりを支えています。
--------------------	--

		24年度目標	24年度実績	目標値(33年度)
成果指標	住環境に満足する区民の割合	91.4%	90.5%	95%
	杉並区のまちを美しいと思う人の割合	78.1%	76.7%	85%

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と、取組実績を踏まえた評価結果)	荻窪駅周辺都市再生事業では、平成24年度に区民意見交換会やアイデアコンペ、まちづくり懇談会を実施し、地区内外から多様な意見等をいただきました。これを受け、駅周辺を広くカバーする組織として、荻窪まちづくり会議の設立が25年度に予定されています。 JR荻窪駅では、鉄道事業者による構内エレベーターの設置を支援し、バリアフリー化と利便性の向上に取り組みました。 また、方南町駅周辺で地元の要望を踏まえた「国家公務員宿舎方南町住宅跡地活用方針」を策定するなど、地域の特性や実情に即したまちづくりに取り組みました。 景観まちづくりについては、景観計画の運用が定着しており、「すぎなみ景観ある区マップ」の発行等、景観への意識啓発の成果が着実に上がっています。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小
改善・見直しの方向 (中長期)	駅周辺は、生活を支え、活力の拠点となる重要な場ですが、特にハード面の整備は多くの予算と長い期間を要する取組であり、関係機関と連携し、適切に役割分担をしながら行っていく必要があります。今後は、中央線の各駅など6地区を手始めに、ハード面の施策と、産業振興や文化振興等のソフト面の施策を効果的に連携させ、地域特性に応じた、魅力的でにぎわいのある多心型まちづくりの推進を図ります。 また、景観まちづくりでは、地域の様々な景観資源を活かしたまちづくりを推進するため、荻外荘の整備を区民と協力しながら進めるなど、魅力的なまちなみの保全と創出に取り組みます。

## 【外部評価】

今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小
施策内容への評価	<p>景観行政団体となって以降、景観計画の策定や届出制度の運用等、良好な景観形成に向けた取組みが着実になされつつある。また、都市再生の拠点としての荻窪駅周辺の整備ならびに主要駅を中心とする多心型まちづくりに関しても、地元住民等との協議を重ねながらまちづくりのあり方に関する検討を地道に重ねてきている点は評価できる。</p> <p>当該施策は3つの事務事業から構成されているところであるが、これらはいずれも密接な関係性を有しており、事務事業間の相乗効果ならびに有機的な連携をより一層意識した施策展開が望まれる。具体的には荻窪駅や他の拠点駅を中心としたまちづくりを推進していくうえでも、より魅力的かつ良好な景観やまちなみの形成を同時に図っていくことが求められるが、所管の施策評価を見る限り、事務事業ごとの縦割りの視点での評価しかなされておらず、事務事業相互のつながりと施策全体としての効果に関する意識をうかがい知ることができない内容となっている。</p> <p>また、ハード的施策とともに、産業振興や文化振興などのソフト的施策を効果的に連携させていくとあり、このことは極めて重要であるが、具体的にどのように連携が図られていくのか、その道筋を明確にしていくことが求められる。さらに、ソフト的施策に加えて、ソフトな政策手法（協定、助成、情報提供、協議会等の設置など）の多様化と上手い組合せも合わせて導入していくことが必要である。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>施策の総合評価においては、施策を構成する事務事業ごとに実施された具体的な取組みが列挙されているに過ぎず、全体的な評価（すなわち、総合評価）となっていないことに加えて、成果に関する記述のみで、今後に向けてより重要となる「課題」に関する記述を欠く。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>「景観まちづくり」の評価と課題において、「区民にも広く景観計画が知られるようになり、積極的に景観まちづくりに取り組む姿勢が見られるようになりました。」とあるが、果たしてそうであるか。届出件数をもってそのような評価が導き出されたのか、当該評価の根拠をより明確にされたい。</p> <p>また、他の二つの事務事業の「評価と課題」の部分には、具体的に何を行ったのか記述されているにとどまり、取組み内容と進捗状況をどのように評価するのか、今後に向けた課題はいかなるところにあるのかの記述を欠いている。</p>

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策を構成する事務事業については、指摘のとおり密接な関係を有していることから、今後の施策の評価にあたっては、各事務事業相互のつながりや連携の結果がどのように施策の実現に効果を及ぼしているのかについて記載していきます。</li> <li>・駅周辺の基盤整備等のハード施策と産業振興や文化振興等のソフト施策の連携は、今後の重要な課題であり、関係部署が連携して地域の状況・課題の共有を図ることをはじめ、積極的に地域に出向き、地域課題について意見交換を行いながら、地域のにぎわいや活力につながる取組の具体化を図ります。</li> <li>・施策の総合評価については、取り組んだ内容を中心に記載しました。今後は問題点や課題等の記載を含めた総合的な評価を記載します。</li> <li>・「景観まちづくり」では、届け出件数のほか、景観計画の運用において区民、事業者の景観に対する配慮や取組み姿勢の変化を実感として捉えています。今後は、こうした区民等の意識の把握についても工夫して評価表に記載します。</li> <li>・「都市再生事業」では、荻窪駅周辺まちづくりに区民との協働が不可欠であるため、荻窪まちづくり会議の運営支援をはじめとした様々な機会をとらえ、区の情報を発信し、区民との情報共有を図ることが課題となっています。また「多心型まちづくりの推進」では、地域内の合意形成や市街地再開発など時間をかけた対応が必要なまちづくり事業を進めていくには、初動期の取組が重要な課題となるととらえています。</li> </ul> <p>今後事務事業評価表については、このような課題も含めて記載を行います。</p>
------	--

## 【所管課の対応結果(平成26年度実施結果)】

対応結果	<p>対応方針に基づき、以下のように対応しました。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・各事業を推進する共通の取組として、ハード施策とソフト施策の連携による総合的なまちづくりと記載し、事業同士の関係を明らかにしました。それにより、ハード整備の会議に該当地区の地域副参事が参加したり、地域の課題を地域副参事とまちづくり副参事が相談しながら対応するなどの連携が円滑に行われるようになりました。</li><li>・地域のにぎわいや活性化につながる取組について、連携相手や文化や産業、景観などの地域資源を活用していく事を記載しました。具体的には、産業と土木部門が連携し公園内に誘導サイン設置工事等を実施しました。</li><li>・総合的には、大規模なハード面の整備は予算と長い時間を要するという課題がありますが、関係機関との連携と適切な役割分担で地域に伝えていくことが、継続的にまちづくりを推進しています。</li><li>・区民、事業者自らの景観への配慮や取組みは、数値として明確に表わすことはできませんが、建物の建築等の届出を見ると、落ち着いた色合いの外壁や適度にみどりを配置するなど、景観を意識した設計が多くなってきています。また、景観まちづくりについて、26年度区民意向調査を実施し、景観計画の認知度や区民が自ら取り組むべきこと等の現状を把握しました。</li><li>・「都市再生事業」では、課題となっていた区民との情報共有を積極的に図りました。また「多心型まちづくりの推進」では、地域での活動が成果に繋がらないことが課題でした。継続して地域の方がたと意見交換やワークショップを行い、地域と協働でまちづくりを進めています。</li></ul>
------	--

施策評価 ③

目標3 みどり豊かな環境にやさしいまち

施策 8 水とみどりのネットワークの形成

施策目標 (平成33年度の姿)	○住宅都市に調和したみどりと建物で街並みが構成され、自然が回復した川と古くからある屋敷林や農地が点在するなど、誰もが自然と共存することに感動と親しみを持つことができる成熟したまちづくりが着実に進んでいます。 ○防災機能を併せ持つ公園やオープンスペースが整備され、みどりがつながり、みどりの総量も増加しています。
--------------------	--

		24年度目標	24年度実績	目標値(33年度)
成果指標	緑被率	25.00%	22.17%	25.00% (44年度)
	区民一人当たりの都区立公園面積	2.09㎡	2.07㎡	2.33㎡

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と、取組実績を踏まえた評価結果)	<p>「みどりの顕彰制度」で「後世にのこしたい杉並の屋敷林」の募集・選考、「みどりのベルトづくり」では、モデル地区の成果を発表するセミナーの開催や新たなモデル地区の募集などにより、みどりの保全・創出に対する区民意識の高揚を図ることができました。また、改正した緑化助成制度の申込みが早期に予定数に達し、新たなみどりの創出に寄与しました。</p> <p>区民意向調査では、「みどりや水(河川等)とのふれあいを実感している区民の割合」は、70%を超えているものの横ばい傾向であることから、引き続き、潤いと安らぎのある水辺空間の再生・創出に取り組んでいきます。</p> <p>平成25年4月1日現在、区内公園面積1,119,348.73㎡、区民一人あたりの公園面積2.07㎡となり、10年前の平成15年の数値(区内公園面積919,211.79㎡、区民一人あたりの公園面積1.76㎡)と比較すると、着実に増加しています。また、平成24年7月東京電力総合グランド跡地を(仮称)下高井戸公園用地として取得したことにより、方南和泉地区に新たに地域公園が整備され、杉並区7地域全てに地域公園が配置されることとなります。</p>
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小
改善・見直しの方向 (中長期)	<p>区民のみどりの保全・創出に対する意識は高く、区内のみどりは、様々な取組により緑被率が22.17%となりましたが、民有地である屋敷林や農地は相続や開発により減少が進んでいます。今後は、区民、事業者、区が一体となって屋敷林や農地を守っていく有効な制度を運用することにより、杉並らしいみどり豊かなまちの実現のため、「(仮称)杉並区緑地保全方針」を策定し、貴重なみどりの保全に向けた施策を講じていきます。</p> <p>都市化の進展により失われつつある良好な水辺空間を取り戻すため、人と水のふれあいの場づくりや老朽化した護岸等の整備を進め、河川環境の充実を図ります。また、多様な動植物が生息・生育・繁殖できる潤いと安らぎのある水辺環境を再生・創出することを目的として、善福寺川「水鳥の棲む水辺」創出事業を区民と共に進めます。</p> <p>防災機能を備えた公園の整備などが社会的要請になっているため、みどりの拠点となるまとまりのある土地を公園化できるよう努めていきます。また、併せて、施設の老朽化に伴う改修や、多様化する区民ニーズに対応した区立公園の再整備を進めていきます。</p>

## 【外部評価】

今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小
施策内容への評価	<p>区内公園面積、一人当たり公園面積、緑被率は向上しており、施策の効果がこれらの数値として表れていると思われる。一方で、生産緑地や屋敷林といったまとまりのあるみどりの減少傾向には歯止めがかからず、こうしたみどりを有効に保全管理していくための手立てを講じていくことが求められている。そうしたなかで、区、区民、事業者が一体となってみどりを保全していくための有効な制度を運用していくとあるが、具体的な方策がいかなるものなのか、所管による当該施策に係る自己評価からも、また、個別の事務事業評価シートからも明らかではない。</p> <p>また、少子高齢化にともない多様化する公園ニーズへの対応が必要との認識が示されているが、少子高齢化の進展をにらんだ対応が求められるのは公園整備に限定されるものではなく、良好なみどりや水辺空間の保全・創出や防災機能の向上といった点においても同様である。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>施策の総合評価においては取組実績に関する記述がなされているが、今後に向けた課題に関わる評価を欠いている。今後対応すべき課題についても明確に記載されることが求められる。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>整理番号406の「水辺環境の整備」について、まちづくりの観点から周辺の公共施設を取り込んだ一体的な水辺環境整備が社会的要請となっているとの認識が示されているが、区内においてそれをどのように実現していくのか、具体策に関わる記述が欲しい。</p>

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区、区民、事業者が一体となってみどりを保全していく有効な制度については、これまでも都市緑地法に基づく市民緑地制度等を活用してきました。今後はこれらの制度に加え、現在策定中の「杉並区緑地保全方針」に基づき、より積極的に屋敷林や農地の所有者にみどりの保全について周知し、働きかけを行います。</li> <li>・少子高齢化の進展をにらんだ対応については、ご指摘のとおり、良好なみどりや水辺空間の保全・創出事業を実施する上で重要な事項であり、各事業もその点を重要視して事業を展開しています。</li> <li>今後、「施設再編整備計画(第一期)」において、児童遊園・遊び場のあり方を見直し、区民ニーズに対応した多世代が利用できる公園づくりを進めていきます。また、潤いと安らぎのある水辺環境の再生・創出に向けて、幅広い年齢層の区民の皆さんとともに「善福寺川水鳥の棲む水辺環境創出」をはじめとした事業に取り組んでいきます。</li> <li>・今後対応すべき課題については、屋敷林や農地を守っていく有効な制度運用、みどりの拠点となるまとまりのある土地の公園化等「改善・見直しの方向」で述べているとおりですが、今後、施策評価にあたり、課題(目標値)に対する当該年度の事業実施に対する評価を盛り込み、施策の実施状況等が明確になるよう努めます。</li> <li>・公共施設を取り込んだ一体的な水辺環境整備について、現在区では、都と連携した河川整備を進めながら安全で魅力的な水辺環境の創出に取り組んでおり、都の善福寺川整備工事において、区の済美公園の一部を利用した親水性のある公園整備を進めているところです。今後も川沿いの緑地などを利用した水辺環境整備の実現に向け、関係機関と連携を図りながら進めるとともに、評価表作成に際しては、具体的な取組について記載していきます。</li> </ul>
------	---

## 【所管課の対処結果(平成26年度実施結果)】

対処結果	<p>・屋敷林や農地など、まとまりのあるみどりの保全については、平成26年9月に「杉並区緑地保全方針」を策定しました。その中で、“杉並らしいみどりの保全地区”を10か所選定し重点的に屋敷林や農地の保全に努めることとしており、27年度からは、モデル地区(荻窪一丁目・成田西三丁目)において保全制度の活用、保全のためのまちづくり、保全のためのPR・企画、マンパワーの活用を4本の柱に、所有者の意向を把握しながら具体的なみどりの保全に取り組めます。また、緑地保全方針の杉並らしいみどりの保全地区内の核になる屋敷林の所有者に対し、方針の取組みの進捗状況などを報告し情報交換する場を設置することで保全のための方策を実施して行きます。</p> <p>さらに、1000㎡以上の屋敷林をお持ちの所有者を集め年2回の屋敷林所有者連絡会を開催し、屋敷林保全のための支援や情報提供を実施しています。</p> <p>・河川については、平成26年2月に策定した善福寺川「水鳥の棲む水辺」創出事業行動方針に基づき、“美しい川を守る”、“雨水を地中にもどす”、“水とみどりが一体となった河川景観をつくる”、“自然豊かな水辺・流域を整備する”、“善福寺川に関連する活動を進める”、を5つの目標として、9つの具体的な取組みを進めて行くこととしており、水鳥一斉調査やシンポジウムを開催し、区民意識の高揚と意識啓発に努め、区民とともにできることから取り組んでいます。</p> <p>都の河川整備工事については川沿いの緑地などを利用した親水空間の実現に向け協議を実施しています。また、整備により伐採される樹木については補植を依頼しています。</p> <p>・施設再編整備については、少子高齢化の進展とともに、公園等に対する多様なニーズの高まりに的確に対応していくため、利用実態調査を実施しながら、既設公園の活用も含めた「(仮称)多世代が利用できる公園づくり」案の作成に着手しました。</p>
------	---

施策評価 ④

目標3 みどり豊かな環境にやさしいまち

施策 10 ごみの減量と資源化の推進

施策目標 (平成33年度の姿)	○ごみの減量・資源化に対する区民の意識の向上が図られ、家庭や事業所での分別の徹底により、資源回収量が増加し、ごみ量は着実に減少しています。 ○集積所へのごみ出しのルール・マナーが守られ、空き地や私道への不法投棄も減少し、まちの美観が保たれています。また、カラス対策の効果が上がり、集積所のごみの散乱は年々減少してきています。
--------------------	---

		24年度目標	24年度実績	目標値(33年度)
成果指標	区民一人1日当たりのごみ排出量	510g	528g	460g
	資源回収率	28.0%	27.3%	33%

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と、取組実績を踏まえた評価結果)	清掃情報紙やごみ・資源の収集カレンダーによるごみの分別・ごみ出しルールの周知徹底、資源の集団回収事業の拡充への取組など、ごみの減量・資源化に対する区民の意識啓発を粘り強く行ったことにより、平成24年度のごみ量は前年度と比較し、約2,322トン減少し区民一人1日あたりのごみ量が541gから528gとなりました。また、全体の資源回収量(行政回収+集団回収+拠点回収)は39,196トンで、前年度と比較して、123トンの増加となり、資源化率は26.8%から27.3%へと向上しました。 総合計画に設定した目標には到達していませんが、区民一人1日あたりのごみ量は23区で最少レベルにあり、おおむねの成果は得られました。
今後の施策の方向	○ 拡充                      ○ サービス増                      ○ 現状維持                      ● 効率化                      ○ 縮小
改善・見直しの方向 (中長期)	ごみの減量・資源化率を向上させるため、あらゆる媒体を通じて、区民・事業者に対して幅広くわかりやすい分別方法や、ごみの発生抑制となるリデュース、リユース、リサイクルの「3R」を呼びかけていきます。また、区民の自主的な集団回収活動を支援し実施団体を増やす取組や、資源採取対策を継続することにより良質な資源の回収を安定的に進めます。 さらに平成25年度は、粗大ごみからの有用金属の回収充実、小型家電の資源化、若年層向けにごみ出しルール等の周知徹底を図るため、スマートフォン向けアプリケーション(「ごみ出しアプリ」)の作成・運用、平成26年度開始を目指した不燃ごみの再資源化の検討に取り組み、更なるごみの減量・資源化を推進します。

## 【外部評価】

今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小
施策内容への評価	<p>○ 評価の視点や課題認識、内容の適切性  ごみの減量及び資源化は、環境及び経済的視点から、各自治体とも長期的な重要施策として誠意を持って取り組んでいる課題であるが、その成果は頭打ちになる傾向があるとも言われている。  そうした中で、当区においては着実にごみの減量と資源化は進められていると評価したい。  総合評価欄において、施策指標の24年度実績値が目標値に到達していないとの記述があるが、これは総合計画で設定された26年度目標値を置いているためであり、着実な成果は認められる。</p> <p>○ 改善・見直しの方向性や取り組みの妥当性  ごみ・し尿の収集運搬コストや資源回収コストは上昇傾向にあり、また選別の手間や資源相場の価格変動により、財政負担が拡大する可能性がある。  事業の効率化に必要なのは第一に区民の協力であるが、同時に区民の意識・関心も高いテーマであるので、財政の状況についても広報し、区民の理解の下、ともに運動を盛り上げていく必要がある。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>○ 記載内容の明瞭性  今後の改善・見直しの方向の中で、区民の関心が高いと思われる戸別収集や有料化について、現時点での方向性についての説明があった方が良かったのではないかと。  また、平成29年までの杉並清掃工場建て替え期間中の収集・運搬経費の大幅な増加要因や、事業系ごみの料金改定計画などの記述も情報として有用であったのではないかと。</p> <p>○ 指標(活動指標・成果指標)の適切性  「ごみの減量と資源化」という施策において、「区民一人当たりのごみの排出量」と「資源回収率」を指標として用いることは適切であるが、今後さらに効率化を目指すとする方向性を鑑みると、コスト(収集運搬、資源回収等)に関する指標の採用も有用と思われる。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>各事務事業評価表において「受益者負担比率」が算出されているが、その算定基礎となる「受益者負担額」の意味・内容について、特記事項での説明があれば情報として読みやすい。各事務事業の今後の施策の方向性については同意できる。</p>

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ・し尿及び資源回収にかかる運搬コストについては、清掃情報紙「ごみパッケン」や広報用冊子「杉並区の清掃事業」においてその経費を周知していますが、収集経費の推移については、今後できる限り評価表に記載していきます。</li> <li>・戸別収集とごみ収集の有料化については、十分に議論を尽くし、方向性が確定した段階で区民の方への周知を検討していますが、今後当該事業に関する情報は、可能な限り評価表に記載します。</li> <li>・現在の指標は適切であると考えていますが、再度、最適な指標を加えることができないかを検討します。</li> <li>・各事務事業評価表の特記事項等において、受益者負担に関する内容を記載します。</li> </ul>
------	---

## 【所管課の対応結果(平成26年度実施結果)】

対応結果	<ul style="list-style-type: none"><li>・26年度評価表には、「区民一人1日あたりのごみ量が23区最少」・「資源回収率の向上」を重点に記載しました。27年度評価表には、収集経費の推移についても記載いたします。</li><li>・戸別収集とごみ収集の有料化については、「杉並区一般廃棄物処理基本計画(平成25年度～33年度)」にて「家庭ごみの有料化と戸別収集に頼らない着実なごみの減量」として区民の方へ周知しました。また、事業に関する情報として、26年度は不燃ごみの再資源化事業の拡充を評価表に記載しました。</li><li>・26年度評価では施策指標に新たな指標を加えませんでした。施策目標の一つである「まちの美観が保たれている」に関連して、26年度の総合計画改定時に、成果指標に「杉並区のみちを美しいと思う人の割合」を追加しました。</li><li>・各事務事業評価表の特記事項に、受益者負担に関する内容を記載しました。</li></ul>
------	---

施策評価 ⑤

目標4 健康長寿と支えあいのまち

施策 13 地域医療体制の整備

施策目標 (平成33年度の姿)	○一般の医療機関が休診となる夜間・休日においても、安心して診療を受けられる体制が確保されており、救急医療に対する区民の安心感が高まっています。 ○緊急時に、現場に救急車が到着するまでの間、傷病者に対して迅速・正確に応急手当のできる区民が増え、地域における初期救急対応力が向上しています。 ○病院、診療所、歯科診療所、薬局などの地域の医療機関が相互に連携し、区民が安心して医療を受けられる体制の一層の整備が図られています。
--------------------	--

		24年度目標	24年度実績	目標値(33年度)
成果指標	救急医療体制に安心感を持つ区民の割合	70.0%	59.6%	80%
	救急協力員(すぎなみ区民レスキュー)登録者数	2,200人	2,197人	4,000人

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と、取組実績を踏まえた評価結果)	急な体調不良になった方の問合せに対し適切なアドバイスをし、診療可能な医療機関の案内を行う「杉並区急病医療情報センター」の開設、小児の急病に対応する病院(河北総合病院、東京衛生病院)の確保、休日等の急病に対する医科・歯科の急病診療体制の構築等により、区民の急病時の不安解消に努めてきました。 また、緊急時に誰もが取り扱うことが可能なAED(自動体外式除細動器)の増設、区民による初期救急対応力の向上を図るための救急協力員(すぎなみ区民レスキュー)の育成等を行ってきたことにより、急病時・緊急時の区民の生命を守る取組が広く区民に浸透してきました。 平成23年10月には、歯科保健医療センターを下井草から荻窪に移転したことにより交通面の利便性が向上し、利用者が増加しました。
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小
改善・見直しの方向 (中長期)	急病診療のうち、特に小児急病診療の体制については、拡充が求められていることから、平成26年に開設される病院に小児二次救急の指定を受けてもらうように協議を行い、小児急病診療体制の強化を図っていきます。 休日等の急病時に対応できる休日等夜間急病診療所や歯科休日診療の実施を区民に更に周知し、利用率の向上を図り、引き続き急病時の区民の不安解消に努めます。 AEDの増設や救急協力員(すぎなみ区民レスキュー)の増員により、区民一人ひとりの初期救急対応力の向上を目指していきます。

## 【外部評価】

今後の施策の方向	○ 拡充      ● サービス増      ○ 現状維持      ○ 効率化      ○ 縮小
施策内容への評価	<p>・施策の総合評価について、区民の急病時の不安解消に努めてきたとあるが、「救急医療体制に安心感を持つ区民の割合」は前年度比△1.8%であり、また、区民の生命を守る取組が広く区民に浸透してきたとあるが、その根拠(データ)が不明確であるなど、実績を踏まえた評価がなされていない。</p> <p>・活動内容については、適切な指標が設定されていない(※下記参照)ことから、適切か否かについて判断できない。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>・活動指標として挙げられている指標は、区の活動内容ではなく、また増加を目指すべきではない(悩みや不安による相談、診療所等の受診はないにこしたことはない)ものであることから、不適切である。当該施策において区がなすべき事柄を明確にしたうえで、指標を見直すべきである。 (Ex. 公的機関におけるAED設置率、夜間休日診療対応窓口数、救急救命講座開催回数、等)</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>・総事業費のうち委託費の占める割合について、急病診療事業の運営事業は95.6%、歯科保健医療センターの運営事業は77.1%となっているが、各事業において、委託に係る業務が適切に実施されたかの評価がなされていない。また委託の実施方法も不明なことから、効率的に事業が実施されているか判断できない。</p> <p>・3事業ともに、活動指標として挙げられている指標は、区の活動内容ではなく、また増加を目指すべきではない(悩みや不安による相談、診療所等の受診はないにこしたことはない)ものであることから、不適切であり、見直す必要がある。</p> <p>・救急救命体制の充実事業の評価と課題において、「救急医療体制に安心感を持つ区民の割合」について前年度比△1.8%であるにもかかわらず、平成15年度以降増加とあり、実績に基づいて適切に評価がなされているとは言えない。</p> <p>・よって、施策、事務事業ともに評価が適切になされていないため、施策を構成する事務事業の妥当性については評価ができない。</p>

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>・救急医療体制に安心感を持つ区民の割合は、平成24年度は、23年度と比べ1.8ポイント減の59.6%ですが、長期的にみると、平成15年度の42.4%から、22、23年度は61.4%となっており、着実に増加しています。また、救急協力員(区民レスキュー)登録者数や救命技能を身につけた区民は毎年増加していることなどから、区民の生命を守る取組が広く区民に浸透してきていると考えます。</p> <p>・地域医療体制については、主に、委託も含めた民間の医療機関等との連携による充実を図っています。施策の活動指標は、区の活動内容ではありませんが、主な取組の規模等を示す分かりやすいものと考え、設定しています。また、数値の増減については、急病への速やかな対応や、障害等により一般の歯科診療所での治療が困難な方が必要な医療を受けられるようにするという目的や必要性から、増加又は減少が望ましいとは一概に言えないと考えています。今後、ご指摘の点も踏まえながら、施策及び事務事業の指標について、より適切な指標となるよう見直していきます。</p>
------	--

## 【所管課の対応結果(平成26年度実施結果)】

### 対応結果

・救急医療体制に安心感を持つ区民の割合は、平成25年度分にて70.8%となり、なお一層区民の安心感が増しました。

・地域医療体制については、災害時医療体制、在宅医療体制や感染症対策を含めた総合的な医療体制の構築を図るため、施策体系の見直しを行いました。

施策評価として新たに「要介護3以上の介護サービス受給者のうち在宅サービスを受けている者の割合」を追加しました。

施策評価 ⑥

目標4 健康長寿と支えあいのまち

施策 17 要介護高齢者の住まいと介護施設の整備

施策目標 (平成33年度の姿)	○介護や支援が必要となり、自宅での生活が困難な高齢者が状態に応じて速やかに入所できるように、特別養護老人ホームや老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等の施設整備が進んでいます。 ○見守りや生活支援に加え、介護と看護のサービスを受けられる高齢者向け住宅の整備が進んでいます。
--------------------	---

		24年度目標	24年度実績	目標値(33年度)
成果指標	特別養護老人ホーム確保定員	1,307人	1,307人	2,307人
	杉並型サービス付き高齢者向け住宅	56戸	32戸	500戸

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と、取組実績を踏まえた評価結果)	特別養護老人ホームの整備については、都営和田本町アパート跡地、和泉自転車集積場跡地、和田一丁目民有地の3箇所の整備に対して建設助成を行うとともに、荻窪団地跡地の公益施設用地活用について(独)都市再生機構と協議を行い、特別養護老人ホームの設置条件に事業者の公募が開始されました。 また、認知症高齢者グループホームの整備については、民間事業者の計画により新たに2箇所の開設を進めることができました。 杉並型サービス付き高齢者向け住宅の整備については、新たな補助制度を創設した上で民間事業者を主体に整備を進めることとしました。
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小
改善・見直しの方向 (中長期)	今後、一層、要介護高齢者の増加が見込まれることから、公有地等の有効活用や建設助成などにより民間事業者の整備を支援し、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の施設整備を積極的に進めていきます。 また、用地の確保が困難な都市部の問題解決に向け、新たな特別養護老人ホームの整備のあり方について検討を進めるとともに、都市部の特性を活かした高齢者の住まいのあり方を検討します。

## 【外部評価】

今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小
施策内容への評価	<p>○ 評価の視点や課題認識、内容の適切性  評価の視点や課題認識については適当である。  区民への説明情報としては、施設整備や維持管理にかかるコストについて、施設の形態や立地の相違による比較への言及があっても良かったのではないかと。今後利用料の設定、見直しが行われる際には、設置や運営のコストへの理解が不可欠になるとと思われるため。</p> <p>○ 改善・見直しの方向性や取り組みの妥当性  特別養護老人ホームの整備に関しては、都市部の自治体では用地確保が難しいため、理想は自区内での整備が理想とされるものの、郊外の自治体や連携自治体での開設も視野に入れることになる。3年間の実行計画および10年間の総合計画において杉並区内と区外、それぞれの設置計画も示していくべきではなかろうか。  サービス付き高齢者向け住宅の整備に関しては、「安心」とともに「便利」さも伴わなければ利用しにくいので、近隣での商店の配置や宅配サービス等の住環境整備も必要であろうと思われる。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>○ 記載内容の明瞭性  規模の指針として、定員数や施設数の絶対数により説明がされているが、区民の関心は「自分が必要な時に利用できるのか。」にあると思われるので、将来予測のことで難しいかもしれないが、利用できる可能性(カバー率)を示すことができれば、より身近な将来像として受けとめられよう。</p> <p>○ 指標(活動指標・成果指標)の適切性  活動指標に「区内」のホーム定員数を用いているのに対し、成果指標では杉並区民が優先的に入所可能な確保定員数が採用されている。両者ともそれぞれ意味のある数値ではあるが、総括的な数値としては後者に統一する方が良いのではないかと。  また、活動指標・成果指標とも中長期的な目標数値としては妥当であるが、単年度の目標指標としては、年初においてほぼ確定している場合もあるのではないかと。たとえば特別養護老人ホームの用地の確保数(入居者数換算)とか、高齢者向け住宅の開発件数(入居者数換算)等、日常の事務活動がより表現される指標の検討も必要ではないかと。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>基本的には各種施設の建設とその前段階にある開発により構成される事業であるため、1案件の実行に時間を要する中長期的な事業である。そのため単年度ごとの数値による成果の検証は難しいともいえる。年度ごとの評価に関しては、実際の事務活動についての記述の充実により、事務事業の成果を説明できるものと思う。</p>

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備にかかるコストについて、区の補助金額は特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームやその他施設の形態によって異なりますが、総事業費・コスト把握の中で総額をお示ししています。維持管理にかかるコストについては、一部の区有施設を除き民設民営による運営を基本としており事業者負担が原則となっています。</li> <li>・特別養護老人ホームの設置計画に関しては、区が先駆的に取り組んでいる区外の連携自治体での計画が実現した後、様々な検証を行う中で、区内外の設置計画のあり方について検討していきます。  サービス付き高齢者向け住宅に関しては、各種サービスの利用は運営事業者による紹介や入居者自身が選択可能なものとなっており、民間主体の住宅であることから区による住環境整備は難しいと考えます。</li> <li>・区民にとって、施設を利用できる可能性(カバー率)は重要な視点ですが、当面は全国的に指標として使われている高齢者人口に対する施設定員総数の割合である整備率を基本に示していく考えです。</li> <li>・「杉並区民が優先的に入所可能な確保定員数」については、区内の開設数に介護保険制度開始以前の区外協力施設の確保数を加算しています。  現在、計画を推進している区外の連携自治体での計画が実現した後、その検証を通じてよりふさわしい指標を検討していきます。  また、施設整備の指標については、開設時の施設数や定員数が確実なところですが、日常の事務活動については、事業実施状況の記述の中で表現していきます。</li> <li>・施設整備は中長期的な事業であるため、ご指摘のとおり年度ごとの評価に関しては、実際の事務活動についての記述の充実に向けて努めていきます。</li> </ul>
------	--

## 【所管課の対処結果(平成26年度実施結果)】

### 対処結果

・施設整備にかかるコストについては、対処方針のとおり総事業費・コスト把握の中で示しています。

・特別養護老人ホームの設置計画に関しては、南伊豆町との自治体間連携による特養整備について、平成27年5月に整備運営事業者の公募を開始し、平成30年1月頃開設予定です。こうした経緯を踏まえ平成27年度から区域外特養整備の拡大を検討します。

・サービス付き高齢者向け住宅に関しては、対処方針のとおり区による住環境整備は困難と考えます。

・施設を利用できる可能性(カバー率)については、対処方針のとおり高齢者人口に対する施設定員総数の割合である整備率を把握しており、平成27年度の事業評価の際、検討します。

・「杉並区民が優先的に入所可能な確保定員数」については、自治体間連携による計画が実現した後、検証を通じて指標を検討します。

また、日常の事務活動については、平成27年度の事業実施状況の記述の中で表現します。

・年度ごとの評価に関しては、対処方針のとおり、平成27年度の事務活動についての記述の充実に努めます。

施策評価 ⑦

目標4 健康長寿と支えあいのまち

施策 20 支えあいとセーフティネットの整備

施策目標 (平成33年度の姿)	○誰もが、日常生活や様々な活動へ参加するための情報が入手しやすくなっています。 ○福祉車両等で送迎を行う移動サービスが充実しています。
--------------------	--

		24年度目標	24年度実績	目標値(33年度)
成果指標	「いってきまっぷ」閲覧数	180,000件	128,032件	370,000件
	福祉移動サービス供給量	211,000件	201,960件	278,000件

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と、取組実績を踏まえた評価結果)	バリアフリー協力店(誰もが利用しやすい設備の設置や来店者への気配り等やさしい対応のできる店舗)は、平成24年度中に200店舗が新規に登録しました。 また、新規登録店舗は、ホームページ「いってきまっぷ」へも掲載し、高齢者や障害者、小さな子ども連れの方などが気軽に外出し、まちをたのしむきっかけとなる情報を提供しました。 「杉並区移動サービス情報センター」では、移動困難者からの相談対応や情報提供を年間1,427件行うとともに、移送サービス事業者のスキルアップを図り、移送サービスの質の維持・向上に努めるなど、移動サービスの充実を図りました。 これらの地域生活に必要な情報の提供と、移動方法の充実により、高齢や障害の方々への社会参加の促進につながっています。
今後の施策の方向	○ 拡充                      ○ サービス増                      ● 現状維持                      ○ 効率化                      ○ 縮小
改善・見直しの方向 (中長期)	高齢や障害により移動が困難な人が増えており、移送サービスの担い手も福祉有償運送だけでなく福祉タクシーなどの需要拡大が見込まれるため、移動手段の提供方法については、新たな地域交通システムと関連させた検討が必要です。 また、ハード面での施設整備に加えソフト面の「心のバリアフリー」を広めるため、バリアフリー協力店制度の見直し検討とあわせ、ホームページ「いってきまっぷ」の情報提供システムを見直し、移動サービスを含め、様々な活動への参加に関する総合的な情報提供の仕組みを整備します。

## 【外部評価】

今後の施策の方向	○ 拡充      ○ サービス増      ● 現状維持      ○ 効率化      ○ 縮小
施策内容への評価	今後の安定的で活力ある社会実現に際し、重要な施策であるものの、生活保護費等は国の政策で区政の裁量の幅が制約されるものもあり、どのように区の有効な施策を組み合わせしていくか、あるいは国の政策執行の中で区民に接する現場の強みを生かした活動をしていくかが重要である。その意味では支えあいとセーフティネットに資する活動を特定化し、その関与者が誰で、行政が何を行うかを活動レベルで明確化することが求められると思う。
評価表の記入方法などについての評価	施策目標のうち活動参加への情報入手の容易性をホームページ閲覧数で把握するのは一案であるが、24年度は目標を大きく下回っており、その原因説明が必要である。福祉移動サービスについては、需要と供給の関係がわかるような目標と実績の測定が望まれる。
施策を構成する事務事業についての意見	災害時要援護者支援対策②と①の区分はわかりにくく、しかも、②の事業費は①に一括計上されている。 これからは要支援・要援助者と支援者・援助者の双方の視点が重要である。ボランティア活動との連携等が必要ではないか。

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>【施策内容への評価について】 本施策を構成する事業の多くは、ご指摘のとおり区の裁量の範囲が限られていますが、区民のニーズに即し、バリアフリー協力店の登録・周知や移動サービスの充実などに取り組んできました。 今後は、被保護者に対する就労等の支援や平成27年度に施行される生活困窮者自立支援法の任意事業等、本施策に資する区独自の事業について、総合計画や行政評価の中で明らかにしていきます。</p> <p>【評価表の記入方法などへの評価について】 24年度の「いってきまっぷ」閲覧数が目標を下回った原因は区民への周知の不足にあると分析し、「いってきまっぷ」の周知に取り組みました。今年度は区HPの「バリアフリー協力店」の掲載記事から、「いってきまっぷ」にリンクできるよう工夫しました。これにより、11月末時点で約143,500件のアクセスがあり、これまでで最も多い年間アクセス数が想定されています。今後も、「いってきまっぷ」の周知に努めるとともに、保健・福祉にかかるまちの情報を総合的に提供する仕組みを検討していきます。 また、福祉移動サービスについては、移動困難者の現状と課題をふまえて事業内容の見直しを行った上で、目標と実績の測定方法について検討します。</p> <p>【施策を構成する事務事業への評価について】 「災害時要援護者支援対策」事業は、「減災の視点に立った防災対策の推進」と「支えあいとセーフティネットの整備」の両施策を構成する事務事業として位置付けています。しかし、実際は同事業の内容を2施策に分割することが困難であり、ご指摘のとおり一方の施策に事業費を一括計上するなど、適切な評価表を作成することができませんでした。そのため、26年度からは同事業を一本化し、前者の施策の下に位置付けることとしました。 ボランティア活動との連携等についてですが、震災時には杉並区社会福祉協議会に災害ボランティアセンターが設置され、災害ボランティアの受入や派遣が行われます。区は、震災救済所の運営・維持、自宅避難者の生活等を支援するためのボランティア派遣について、社会福祉協議会と協定を締結しています。また、語学・医療などの専門ボランティアが、東京都や杉並区交流協会等の関係機関からも派遣されることになっています。</p>
------	---

## 【所管課の対応結果(平成26年度実施結果)】

対応結果	<p>【施策内容への評価について】 総合計画・実行計画の改定の際、生活困窮者自立支援法に基づく法定事業に、将来、困窮リスクのあるひきこもりの若者等を支援する区独自事業を盛り込むなど、区が行うべきセーフティネットに資する活動を明確にしました。さらに、取組内容がよりわかりやすくなるよう施策名を「地域福祉の充実」に改めました。</p> <p>【評価表の記入方法などへの評価について】 「いってきまっぷ」に加え、「すぎナビ」を活用した保健・福祉にかかるまちの情報の総合的な提供を始めました。今後も引き続き、保健・福祉にかかるまちの情報の提供に努めます。 福祉移動サービスについては、事業を見直し、交通手段だけでなく、外出全般に関する相談を受ける機能を追加した「外出支援相談センター」を平成27年4月に開設しました。移動サービスの需用と供給については毎年、福祉有償運送運営協議会で提示していきます。</p> <p>【施策を構成する事務事業への評価について】 「災害時要援護者支援対策事業」について、2つの施策で評価していましたが、平成26年度評価では、施策2「減災の視点に立った防災対策の推進」の評価に一本化しました。今後は、災害時支援の仕組みを、平常時からの地域での互助・共助の仕組みへとつなげることをめざし、杉並区総合計画及び実行計画改定の際に、施策「地域福祉の充実」を構成する事務事業とし、施策「減災の視点に立った防災対策の推進」では再掲事業と位置付けました。 ボランティア活動との連携等については、災害時に設置される災害ボランティアセンターの運営等について、引き続き社会福祉協議会と協議を行いました。</p>
------	--

施策評価 ⑧

目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策 21 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

施策目標 (平成33年度の姿)	○地域の中でのきめ細かい子育て支援のサービスが提供され、安心して妊娠・出産・育児ができる環境が整っています。 ○子育てを地域で支えあうための仕組みなどの整備が進み、子育て家庭が楽しさや喜びを実感しながら子育てしている親が増加しています。 ○関係機関のきめ細やかなネットワークにより、虐待の防止や子育て不安を解消するための子育てセーフティネットの整備が進んでいます。
--------------------	--

		24年度目標	24年度実績	目標値(33年度)
成果指標	子育てが地域の人に支えられてると感じる割合	78.0%	69.4%	95%
	子育てを楽しんでいると感じる人の割合	78.0%	79.1%	90%
	ゆうラインへの相談件数	1,500件	1,430件	2,400件

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と、取組実績を踏まえた評価結果)	子どもメッセージや子育てサイトには多くの参加やアクセスがあり、地域の子育て情報を提供する手段・媒体として地域に浸透しています。また、区の独自施策である子育て応援券は、低年齢児のいる家庭へ無償応援券の交付を拡大することで、地域で孤立しがちな低年齢児のいる家庭がサービス利用を通じて、地域の様々な人との交流や外出のきっかけづくりとすることができました。 児童虐待防止では、母子保健分野との連携により、出産後の子の養育に支援が必要な特定妊婦の早期発見と適切な支援を実施することで、虐待未然防止の強化を図ることができました。子ども家庭支援センターは、関係機関との連携を一層図ることで、要保護児童・要支援児童の早期把握・早期支援に取り組みました。 母子に関する事業では、相談・講座等を通し、保護者の育児不安や負担感の軽減を図るとともに、遊びのグループ事業では、必要に応じ適切な支援機関につなげることで、発達の心配のある幼児と保護者への支援に取り組みました。また、子どもショートステイ事業は、利用条件の見直しに伴い利用者も増加し、保護者の育児負担、育児不安の減少につながりました。さらに、分娩手当の一部助成は、計画を大きく上回る実績があり、産科医療関係者の減少に歯止めをかけることに寄与しました。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小
改善・見直しの方向 (中長期)	子ども・子育て支援新制度は、平成27年度から5年間の支援事業計画を策定し、その計画に基づき、事業を実施します。そのため、計画策定の際には、現在の各支援事業の事業量や提供方法等について、区民のニーズ調査の結果を踏まえて検討し、必要な見直しに取り組んでいきます。 少子化や核家族化の進行など、子育てに不安や悩みを抱える保護者は増加傾向にあります。今後は、専門機関や福祉サービス事業者、地域の子育て支援団体等との連携を一層強化し、多様で充実した子育て支援事業を提供できるよう取り組んでいきます。

## 【外部評価】

今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小
施策内容への評価	<p>施策目標を箇条書きにすれば、①安心して出産・育児できる環境(地域安心環境)②地域での支えあい環境(協働)③底辺を守る出産・育児環境(セーフティネット)から構成される。</p> <p>成果指標を見ると、「子育てを楽しんでいる人の割合」は順調に増加しているものの、「地域の人に支えられていると感じる人の割合」は次第に低下し、長期目標値との乖離が広がっている。したがって、施策評価全体としては、問題を含みながら一定の前進、ということとなる。</p> <p>次に「子育てを楽しんでいる人の割合」が順調に増加しているのは何故なのか。子育て応援券や母親学級などの行政施策が普及したことによるものもあるだろうが、社会全体に家族への回帰指向が出てきたことが子育てへの意識をポジティブにしているところもある。</p> <p>また、「地域の人に支えられていると感じる人の割合」が次第に低下しているのは何故なのか。児童扶養手当受給児童数が増えていることと子育て応援券交付者が平成24年度は減ったことと合わせて考えると、ナショナルミニマムの増加(背景には経済的困窮の増加)は地域協働の充実と整合しない側面があることを示唆する。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>第一に、施策目標と成果指標との関係性を意識することが必要である。</p> <p>次に、成果指標を見ると、「子育てを楽しんでいる人の割合」は順調に増加しているものの、「地域の人に支えられていると感じる人の割合」は次第に低下し、長期目標値との乖離が広がっている。このギャップを分析し、その理由を追求することが施策評価の主たる課題である。ここでいう「地域の人」とは区役所等の行政機関ではなく、近隣住民やNPO等市民団体であろうから、成果指標の低下は、行政施策以外の経済的あるいは社会的外部要因によるものと理解できる。しかし、地域協働の促進のためには、行政による支援の増強が望ましいわけではないとすれば、地域社会による支援を強化するために行政は何をなすべきかということが施策の方向であろう。</p> <p>施策評価は現状を直視し、こうした施策の方向を指し示す役割がある。ところが、担当部局による施策評価は各事務事業レベルの活動結果を述べるのみで、施策目標の達成度如何を評価していないし、その要因を活動指標や事務事業にブレークダウンして分析していない。施策目標に繋がる事務事業は何かという体系的認識をする必要があり、これらの全体像を頭に置いて、施策評価と事務事業評価が行われるべきである。</p> <p>「不安感を持つ親」「虐待に対する相談件数」など成果指標や活動指標への言及は少しあるが、指標の動きと整合していないし、要因分析もない。評価には事実判断と価値判断が含まれるが、事実判断のない価値判断は区民に対する説明責任とはいえない。この事実判断を行うためのよすがが、成果指標、活動指標、行政コストなどである。こうした観点から施策と事業との関係性を再認識、再検討されたい。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>施策の目標が明確であれば、構成する事業の濃淡もおのずと明らかとなる。逆に事業の濃淡を見て、施策目標の記述の仕方も変わる。3つの施策目標に繋がる事業は何かという体系的認識をする必要があり、これらの全体像を頭に置いて、事務事業評価が行われるべきである。</p> <p>主要事業の一つとして「子育て応援券」がある。近時、制度変更があったため指標の読み方には注意が必要であるが、応援券購入者率は成果指標としては不安定、またサービス提供事業者は受益者ではないので、事業者数が成果指標というのは違和感がある。</p> <p>また、母子家庭への支援事業については、活動指標や成果指標は、最終的には減らすことが目標達成度の向上になるのであるから、達成率の計算は真逆になるはずである。</p>

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>・施策目標と成果指標との関係性や、施策と事業との関係性を体系的に認識する必要性についてのご指摘について、今後は、改めて施策体系を整理の上、各事業の実績がどのように施策目標の実現に効果を及ぼしたかを体系的に分析・評価していきます。</p> <p>・成果指標のうち、この間順調に推移している「子育てを楽しんでいる人の割合」については、さらにその割合を高めるよう、妊娠期からの母子保健や子育て支援事業等の充実を図り、総合的かつきめ細やかな取組を進めます。また、「地域の人に支えられていると感じる人の割合」はご指摘のとおり低下傾向にあり目標値との乖離が広がっているため、この傾向について分析を進めるとともに、地域に根ざした子育て支援に関する事業の見直しや充実に努めていきます。なお、「子育て応援券」事業の成果指標が不適切であるのご指摘ですが、同事業のサービス提供を担う約800事業者のうち7割強は、地域の個人、任意団体、NPO等となっており、このようなサービスを提供する側と受ける側の双方の拡大を図ることで、「子育てが地域の人に支えられていると感じる割合」の増加につながるものと考えます。</p> <p>・「母子家庭等自立支援」の指標の目標を増加方向ではなく減少方向に設定すべきのご指摘についてですが、同事業の目標は就労によるひとり親家庭の自立にあるので、この目標を達成するためには、多くの対象者に訓練を受けていただき、就労率を向上させることが成果となります。したがって、現在の指標の方向性を増加としていることの矛盾はないものと考えます。</p>
------	--

## 【所管課の対処結果(平成26年度実施結果)】

対処結果	<p>・平成27年度の総合計画・実行計画の改定に併せて、よりわかりやすい指標となるよう検討した結果、施策を次の3つに分類・整理し、改定後の総合計画・実行計画に盛り込むこととしました。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 地域における子育て支援の推進</li><li>② 妊娠・出産期の支援の充実</li><li>③ 子育てセーフティネットの充実</li></ol> <p>・「子育てを楽しいと感じる人の割合」をさらに高めるために、安心して妊娠期を過ごせるよう、妊娠した方が区役所へ母子手帳を受け取りに来た際に、平成26年度から窓口で保健師による面談を受けられる体制を整えました。また、産前・産後の家庭に訪問し、家事や育児を支援する「産前・産後支援ヘルパー」事業の事業者向け説明会を平成26年度中に開催することにより、実施事業主が増え、より多くの方が当該事業を利用することができるようになりました。</p> <p>・「地域の人に支えられていると感じる人の割合」を高めるために、平成26年度に開催した「子ども・子育てメッセ」(子どもと子育てを応援する地域の団体、NPO、企業などが、それぞれの活動を区民の皆さんにお知らせするとともに、団体同士がつながりあうきっかけづくりの場)において、子育て支援関係の情報交換と交流がより活発となるように、事前に出展団体のプロフィール集を作成し、来場者に配布しました。また、身近な地域の子育て拠点として、子育てサービスの利用相談や情報提供を行う「子どもセンター」を平成27年度から各保健センター内に開設するための準備を進めました。</p>
------	--

施策評価 ⑨

目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策 25 生涯の基盤を育む質の高い教育の推進

施策目標 (平成33年度の姿)	○子どもたちが豊かな感性を持ち、自ら学び、考え、判断し、行動することの基盤となる学力を身に付けてきています。 ○子どもたちが自我の形成とともに多様な価値観をもつ他者を認め、豊かな関係を結び、かかわりを大切にしようとする態度を身に付けてきています。 ○子どもたちが自らの健康に関心を持つとともに、正しい生活習慣を身に付け、調和のとれた体力を有しています。
--------------------	--

		24年度目標	24年度実績	目標値(33年度)
成果指標	区立中学校3年生の学習習熟度	65.3%	61.9%	80%
	区立中学校3年生の体力度	82.0%	82.7%	90%

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と、取組実績を踏まえた評価結果)	指導資料集「杉並9年カリキュラム」を作成し、小中一貫教育を推進するとともに、就学前教育と学校教育との連携を効果的に推進するためのカリキュラムの検討を開始するなど、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を推進しました。こうした取組は、夏季パワーアップ教室の実施を始めとする様々な学力向上支援策とともに、子ども達の豊かな感性や生きるための基礎となる学力の向上につながっています。また、各学校での体力づくりの取組に加え、親子健康教室の実施を通じて、体力の向上を図ることができました。 さらに、区立中学校で実施した「フレンドシップスクール」は、かかわりを大切にしようとする態度を身につけることに役立ち、「生徒相互及び教員との人間関係を構築するために有意義な事業である」との評価を得ています。
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小
改善・見直しの方向 (中長期)	外国人英語教育指導員の配置は、仕組みとして定着していますが、より効果的な授業内容の構築、日本人教員との有機的な連携、小中一貫教育の観点からの英語教育の推進など、授業内容を一層洗練させていきます。補助教員や理科支援員等の非常勤教職員の配置については、国や都の教員配置や理科教育に係る施策等に影響を受けることが考えられるため、今後の国や都の動向を踏まえ、区の事業を再検討していきます。また、定期健康診断や小児生活習慣病予防検診の現状を踏まえ、健診結果の活用や健康相談等のあり方を見直し、家庭での生活習慣の改善が図れるよう、済美教育センターや保健センター等関係機関との連携を図り、小学校から中学校へ継続した健康教育が行える体制づくりを目指します。アレルギー疾患への対応では、児童・生徒一人ひとりに対して、より具体的な対応が図れるよう保護者と連携を図りながら進めていくとともに、学校における危機管理体制の強化を図ります。

## 【外部評価】

今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小
施策内容への評価	<p>成果指標をみると、「体力度」は目標値(90)にむけて順調に回復しており、都会の子どもの運動不足が懸念される中で、公私にわたる努力の結果が出ているように見える。ただ、どの要因が「体力度」の向上に大きく貢献しているかは、所管部局で掘り下げる必要がある。</p> <p>一方、「学力」の成果指標は、過去3か年で見ても、長期目標(80)との関係で見ても、足踏みあるいは減退の予兆が見られる。子どもの「学力」向上に反映する事業は、小中一貫教育やカリキュラム編成、あるいは教員への教育訓練などであろう。こうした取組が「学力向上につながっている」との記述があるが、具体的にどのような因果関係で学力向上につながるのか、効果の発現までにどの程度のタイムラグが伴うのか、阻害要因、相乗効果など関連事業の効果の分析も必要である。ヒアリングから推測すると、学力の格差の広がりを防ぐことに注力しているとのことであり、それが放課後子ども教室や補助教員という活動指標に表現されているということであるが、その効果がどの程度なのか、把握されたい。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>施策目標のエッセンスを箇条書きにすれば、①考える基盤となる学力(学力)②豊かな人間関係を結ぶ態度(態度)③調和の取れた体力(体力)となる。この目標を上手く捉えることができる成果指標として、学習習熟度と体力度が設定されるという関係である。さらに、施策目標を実現するために、各事務事業が設定され、その主要なものが施策評価の活動指標に投影され、施策や事務事業に影響を与える外部要因を外部環境として認識するという構造である。</p> <p>したがって、施策評価の主眼は、施策の成果指標にもとづき事実判断と価値判断を行うことである。そのうえで、重要事項として活動指標を見て、あわせて関連する事務事業を見るのが施策評価である。</p> <p>ところが、所管部局の施策評価は、9年カリキュラムによる小中一貫教育の推進、就学前教育のためのカリキュラムの検討、夏季パワーアップ教室など、個別事業を列挙しているのみで、成果指標や活動指標への言及がなく要因分析もない。評価には事実判断と価値判断が含まれるが、事実判断のない価値判断は区民に対する説明責任とはいえない。この事実判断を行うためのよすがが、成果指標、活動指標、行政コストなどである。また、外部環境も施策目標(学力向上や体力向上)との関係で記述されないで、一般的な環境要因となっている。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>施策の目標が明確であれば、構成する事業の重要性の濃淡もおおのずと明らかとなる。逆に事務事業の重要性の濃淡を見て、施策目標の記述の仕方も変わることもある。3つの目標に繋がる主要な事業は何かという体系的認識は可能であろう。これらの全体像を頭に置いて、施策評価と事業評価が行われるべきである。</p> <p>この施策の主要事業として、学力・体力調査(番号481)がある。この成果指標は、代理指標としての学力・体力調査受験者数(率)ではなかろうか。成果指標に学力習熟度をつかうと、施策評価の成果指標と同じになってしまう。楽しい学校と思う割合も同様で、施策評価の成果指標とすべきものが事務事業の成果指標となっているので、評価の体系が判りにくくなっている。</p> <p>また、教育のレベルアップでありかつ格差是正の意味もある外国人・帰国子女への適用指導(事業番号468)がある。この活動指標(「適用指導実施時間数」、成果指標(平均授業日数)などは、増えることが達成度向上なのか、減ることが達成度向上なのか不明確である。このような格差是正の意味を持つ事業の達成度評価には、機械的な算式の当てはめは不適切であろう。</p>

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>・施策目標の実現に向けて適切な評価を行い、効果的な取組を進めていくために、教育委員会の分析能力の向上を図っていきます。各事業の成果や貢献度については、深く分析するために、参加児童・生徒への事後アンケート結果、管理職・教員の事業評価等も参考にすることとし、また、分析結果に基づいて、子どもたちの発達段階にそれぞれの事業が果たす役割や相乗効果などについて、評価表に記載していきます。</p> <p>・指標に関するご指摘のうち、外国人・帰国子女への適応指導は、対象となる人数が年度によって大きく異なること、また、子どもたちのニーズに応じていくという視点で取り組んでいるため、指標の数値については増又は減を目指すものとして設定しておりません。施策及び事業の指標については、ご指摘の点を踏まえながら、評価の体系や事業の目標に基づき、今後、改めて整理し、再設定(検討)していきます。</p>
------	--

## 【所管課の対処結果(平成26年度実施結果)】

対処結果	<p>・特に課題のみられた学力については、関連事業も含め効果について再検証を行い、教員一人当たりの子ども数の減少が、つまづきや学び残しの解消に効果的であるとの結果を得ました。しかし、全体としては減退の予兆があるとの指摘を踏まえ、特に課題の大きい学校の状況を細かく分析し、外国人英語教育指導員のうち高い指導力を有する人材を配置したり、教育課題研究校に指定したりするなど、既存事業の質的充実を図るよう努めました。</p> <p>・また、平成26年度の総合計画の改定により、施策指標を①学力、②体力、③社会性の育成とし、事業体系及び各事業の成果指標・活動指標を再設定するとともに、評価の実施体制を含め、所管課において共通理解を図りました。</p>
------	--

施策評価 ⑩

目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策 30 文化・芸術の振興

施策目標 (平成33年度の姿)	○文化がまちづくりの一翼として機能し、地域のにぎわいを醸成しています。また、区と文化・芸術関係団体の協働により、地域の多様な文化・芸術活動が、盛んに行われています。 ○区民の誰もが優れた文化・芸術に親しめる環境が整備され、区民が質の高い文化・芸術に触れるとともに、意欲的に文化・芸術活動を行っています。さらに、他の地域からも多くの人々が訪れる文化の香り高いまちとなっています。
--------------------	---

		24年度目標	24年度実績	目標値(33年度)
成果指標	区民一人当たりの文化・芸術活動回数(月平均)	3.0回	2.1回	5回
	区民一人当たりの文化・芸術活動回数【区内】(月平均)	1.5回	0.8回	3回

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と、取組実績を踏まえた評価結果)	平成24年度末で杉並区文化協会を解散し、事業を文化・交流課へ移行したことにより、人件費等の削減を含め、効率化を図りました。また、文化・芸術活動の振興に関する重要事項の調査・審議、助成金の審査等を行うため、「文化・芸術振興審議会」を設置し、「杉並区における今後の文化・芸術活動助成のあり方」についての諮問に対する答申が出されました。 文化・芸術情報紙「コミュかる」については、日本フィル友好提携事業、ギャラリー案内などの内容を追加し、文化・芸術情報の収集と発信を効果的に行いました。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小
改善・見直しの方向 (中長期)	文化・芸術振興審議会から答申のあった「杉並区における今後の文化・芸術活動助成のあり方」に基づき、新たな助成制度を実施するとともに、その運用状況の検証・評価により、定期的に改善を図っていきます。また、ハード・ソフト連携による総合的なまちづくりの視点から、地域の特性に応じて、文化・芸術と連動したまちの魅力づくりを進めます。

## 【外部評価】

今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小
施策内容への評価	地域の多様な文化芸術活動の促進は区民の生活向上にも重要である。もともと、活動指標は順調に推移しているものの成果指標は目標を大きく下回っており、その原因の究明が必要である。
評価表の記入方法などについての評価	委託費が大半であるため、常勤職員の活動内容がどのようなものであるか、文化協会解散により体制がどのように変化したかの比較があるとわかりやすい。 主要な施設以外の地域単位での文化芸術活動がどのようになっているかの分析があるとなお良いのではないかと。 活動には積極的な演じる側と観る側の活動があり、区分することも将来検討してはどうか。
施策を構成する事務事業についての意見	3つの事務事業のうち金額的に大きいのは施設の維持管理と運営であり、今後は文化・芸術の振興の中身にかかる内容を充実する必要がある。

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>成果指標について24年度実績が目標を下回っている原因は、あえて目標値を高く掲げることにより、区民に対しより質の高い事業を提供しようと取り組んでいるためです。</p> <p>本施策に携わる常勤職員の本来的な活動内容は、文化・芸術の振興に関する企画・調整(文化・芸術活動に対する助成、審議会の運営等)、文化・芸術活動の情報の発信(文化情報誌「コミュかる」の発行、アーカイブ事業)、施設の維持管理等が挙げられます。文化協会の解散により、日本フィルによるコンサートの実施、文化・芸術活動助成事業、区民ギャラリー展示企画、情報誌の発行等の事業を引き続き文化・交流課で担うという変化がありました。</p> <p>杉並芸術会館、杉並公会堂以外の地域単位での文化芸術活動としては、例えば、区民が主体となって企画している荻窪音楽祭、阿佐ヶ谷ジャズストリート等があります。また、区は、地域特性を活かした多心型まちづくりを推進するため、平成25年度には「文化・芸術を活用しまちの魅力を高めていく事業」への助成にも取り組みました。今後は、地域単位での活動にも着目し、事業の分析・評価を行います。</p> <p>区は、「観る側」の視点として区民の鑑賞機会の拡充、「演じる側」の視点として区民の文化・芸術活動への参加・参画を進めています。具体的な取組として、前者は日本フィルとの友好提携事業、杉並芸術会館(座・高円寺)における演劇・舞踏等の創造及び発信、後者は杉並公会堂等による場の提供、文化・芸術活動に対する助成事業が挙げられます。ご指摘のとおり、この視点で施策・事業を区分し整理することにより、成果を分析し評価する際の効率性が期待できます。しかし、総合計画全体の施策体系がありますので、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>本施策では、施設の維持管理と運営のほかにも、上述した事業等を実施しています。今後は、取組内容をより具体的に記載し、評価を行うこととします。</p>
------	---

## 【所管課の対処結果(平成26年度実施結果)】

対処結果	<p>評価表の記入方法については、職員の活動内容がわかりやすいように、日本フィル友好提携事業をはじめ各取組を具体的に記載し、評価を行いました。</p> <p>また、文化・芸術振興策の内容の充実を図るため、以下の事業等に取り組みました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・杉並ゆかりの文化人・芸術家の表現の軌跡を映像等に記録保存し、区内外に発信していくアーカイブ事業</li> <li>・伝統芸能等の日本の古典について、子どもたちが気軽に参加・体験し、触れあうことができる古典の日に係る事業</li> <li>・「文化・芸術の力で、まちがつながる事業」をテーマに事業を募集し、助成を行う企画提案型の文化・芸術活動助成事業</li> </ul>
------	---

事務事業評価 ①

公有地活用推進 (No8)

事業の目的・目標	○住民の利便性の向上と地域の活性化に寄与することを目的とし、杉並区内に存する国有財産及び公有財産の有効活用等を図る。
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○杉並区・東京都及び国の三者において「まちづくり連絡会議」を開催し、公有財産の効率的運用や区民の利便性の向上、地域の活性化の視点から、区内公有地の有効活用について検討・協議を行い、地域の実情に即した効果的なまちづくりの推進を図る。

		24年度計画	24年度実績	
指標	活動指標	まちづくり連絡会議開催回数	2回	1回
	成果指標	(代)まちづくり連絡会議開催回数	2回	1回
事業実績		8月に杉並区・東京都及び国の三者による「まちづくり連絡会議」を開催し、区内における国有財産及び公有財産の有効活用について検討を行いました。その中で、区が策定した「国家公務員宿舎方南町住宅の跡地活用方針」について、今後、方針の実現に向け、国と杉並区が連携して取り組んでいく共通の目標とすることを確認しました。		

【所管による自己評価】

評価と課題	「まちづくり連絡会議」を通じて、区が策定した「国家公務員宿舎方南町住宅の跡地活用方針」について、国と区が連携して取り組んでいく共通の目標とすることを確認しました。今後は、国と十分な調整を行いながら、方針の確実な実現を図っていきます。また、今後も「まちづくり連絡会議」の活用により、区内公有財産の有効活用についての情報共有や検討を行い、地域の実情に即した効果的なまちづくりを推進していきます。
-------	---

改善・見直しの方向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> その他
		II 事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し <input type="radio"/> 実施主体の見直し <input type="radio"/> 対象の見直し
平成24年度の「まちづくり連絡会議」において、国と区で実現に向けて共通の目標とすることを確認した「国家公務員宿舎方南町住宅の跡地活用方針」について、国と十分な調整を行い、確実な実現を図っていきます。また、今後も「まちづくり連絡会議」のしくみを活用し、国家公務員宿舎跡地をはじめ、区内公有地の有効活用について検討を行い、時代の変化に対応した、より質の高い魅力ある住宅都市としての発展に向けたまちづくりを進めていきます。			

## 【外部評価】

今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 拡 充 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> その他		
	II 事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し
事業内容への評価	<p>「国家公務員宿舎方南町住宅の跡地活用方針」の具体化・実現に向けた国との調整・協力が進んでいることは評価できる。一方、区・都・国の三者によるまちづくり協議会の開催は年1回にとどまり、また、方南町住宅以外の公有地の活用に関する具体的な検討方針や内容がどのような状況にあるのか不明である。</p> <p>今後の改善・見直しの方向として、どのように手段・方法を見直そうとしているのか評価表からは明らかではなく、より具体的な記述が求められる。</p>			
評価表の記入方法などについての評価	上述のように、手段・方法の見直し内容をより具体的かつ明確に記載する必要がある。			

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>○本事業の主な取組である「まちづくり連絡会議」は、公有財産の有効活用に関する案件について、区・都・国の三者による検討・協議の必要に応じて開催し、平成24年度は1回、平成25年度は2回開催しています。</p> <p>平成24年度は、「国家公務員宿舎方南町住宅の跡地活用方針」について協議し、国と区が連携して取り組んでいくことを確認しました。平成25年度は、区所有の「あんさんぶる荻窪」と荻窪税務署等用地の財産交換について、協議していく方針を国と杉並区で確認し、「杉並区区立施設再編整備計画」に反映しました。</p> <p>○公有財産の活用については、「まちづくり連絡会議」と並行して、次の取組を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国家公務員宿舎跡地(国有地)に関する取組 平成23年12月に国が公表した「国家公務員宿舎の削減計画」に基づき、廃止決定した国家公務員宿舎(区内20か所)について、順次、国から区に活用の照会が行われています。平成25年度は6か所の照会があり、区立施設再編整備の取組の中で2か所(保育施設)の活用を決定しました。</li> <li>・その他の国有地 普通財産となった国有地については、その都度、国から照会があり、区は上記同様、計画的に活用を決定しています。平成25年度は1か所の照会があり、区の活用を決定しました(保育施設)。</li> </ul> <p>○手段・方法の見直しについては、本事業の主な取組が「まちづくり連絡会議の運営・開催」であることから、具体的に記述するのは困難ですが、まちづくり連絡会議がより効果的に機能するよう運営方法等を見直しながら、国・都との連携・協力を進め、公有財産の一層の有効活用を図っていきます。</p>
------	---

## 【所管課の対処結果(平成26年度実施結果)】

対処結果	<p>・区・都・国の三者による「まちづくり連絡会議」は、公有財産の有効活用に関し、三者による検討・協議の必要に応じて開催しています。平成26年度については未開催ですが、平成25年度の「まちづくり連絡会議」において、区所有の「あんさんぶる荻窪」と「荻窪税務署等用地」の財産交換について、国と区で今後協議していくことを確認したことを受け、その後協議を重ね、平成26年7月には、区と国による財産交換に関する覚書を締結しました。</p> <p>・「まちづくり連絡会議」と並行して、廃止を決定した国家公務員宿舎及び普通財産となった国有地について、順次、国から区へ照会が行われ、平成26年度は9か所の照会があり、1か所について保育施設への活用を決定しました。(その他1か所について保育施設の活用を検討中)</p> <p>・以上のように、国や都と連携しながら公有地の活用推進に取り組んでおりますが、今後も「まちづくり連絡会議」の効果的な活用などにより、三者間での情報共有や検討・協議を行い、区内公有財産の一層の有効活用を図っていきます。</p>
------	---

事務事業評価 ②

情報公開・個人情報保護・法規 (No13)

事業の目的・目標	○訴訟、和解、行政不服審査を解決する。 ○区民等の情報公開を求める権利、自己情報の開示・訂正等を求める権利を保障する。
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○区を当事者とする訴訟、和解、区長に対する異議申立て等の処理 ○情報公開・自己情報開示請求に基づく情報公開 ○区政資料室の維持運営

		24年度計画	24年度実績
指標	活動指標	訴訟、行政不服審査件数	20件 143件
		情報公開、自己情報開示等請求件数	250件 251件
	成果指標	(代)訴訟、行政不服審査完結件数	10件 129件
		情報公開、自己情報公開率	90% 83.60%
事業実績		①24年度の訴訟等では、129件(訴訟9件、労働事件1件、行政不服審査119件)が完結しました。 ②24年度は195件の情報公開請求、56件の自己情報開示請求を受けました。 ③24年度に区政資料室では蔵書貸出を429冊、区政資料を788冊販売しました。	

【所管による自己評価】

評価と課題	24年度の訴訟等では、集団で認可保育所入園に係る異議申立があったことから、発生件数、完結件数とも大幅に増加しています。25年も相当数の異議申立てが予想されるため、行政不服審査法に則り適正に対応します。 また、区民等へ区政情報を積極的に提供するため、区公式ホームページ等を利用した入手方法も含め容易に検索できるしくみの充実を図る必要があります。
-------	--

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充    ● 現状維持    ○ 縮 小    ○ その他
		II 事業の改善	○ 手段・方法の見直し    ○ 実施主体の見直し    ○ 対象の見直し
訴訟等の事務は、訴えの提起等を受けて発生するなど、外部事情に影響されるため、あらかじめ成果の向上及びコストの削減を見込むことは困難です。しかし、区政の適正かつ円滑な執行を確保する上で欠かせないことから、引き続き、関係課との連携を強めること等により、適切かつ効率的な事業の実施を図るとともに、様々な機会を捉えて訴訟等の提起の予防という視点から情報発信することにより発生抑制に努めます。 また、区政情報を管理する各主管課が、さらに積極的に情報提供を行い、情報公開請求・自己情報開示請求の制度による公開・開示についても、迅速に実施できる体制を整え、区政情報を求める区民等の要望に対し、適正・迅速に対応していきます。			

## 【外部評価】

今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
	II 事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
事業内容への評価	<p>・当該事業における評価の主たる視点である、不服審査や請求等に適正かつ迅速に対応できたかについて、評価がなされていない。今後は適正かつ迅速な対応の観点で評価を実施し、より質の高い区民サービスにつなげられたい。</p> <p>・資料室等管理運営に関して、実施方法は委託と判断できるが、委託先の選定方法や委託業務に係る評価が不明であり、当該業務が適切に実施されたか否かは判断できない。</p>				
評価表の記入方法などについての評価	<p>・対象について、請求者等広く区民ではなく活動内容に対応した整理とするとすれば、区政資料室の利用者も対象とすべきではないか。</p> <p>・活動指標として、審査件数・請求件数が挙げられているが、これらの指標は、当該事業の活動によるものではないことから、活動指標としては適切とはいえない。区として対応すべき事案に対応できたかを測る指標(ex.異議申し立て等に対する処理率＝処理した件数/異議申し立て等件数、請求への対応率＝対応した件数/請求件数)を設定、目標値を100%とし、活動を評価すると有効。</p> <p>・成果指標案としては、「適切かつ迅速」を測る指標として、ミス件数、情報の公開までに要する日数、等。</p>				

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>本事業は、区を当事者とする訴訟、和解及び行政不服審査並びに情報公開への対応を活動内容としています。これらを実施するにあたり、ご指摘のとおり「適正かつ迅速な対応」の観点は重要です。しかし、訴訟についてはその性質から必ずしも期間の短縮を優先すべきものではなく、また、情報公開請求については請求の内容により公開する情報の量や範囲が異なるため、定型的な判断や標準的な処理日数を定めることは困難です。したがって、個々の請求の中で、適正かつ迅速な対応に努めてまいります。</p> <p>資料室の管理運営に関してですが、委託ではなく直営で実施しています。計上されている委託料の大部分は、インターネットでの例規集や職員が利用する行政手続き基準のシステムの運用委託費です。なお、区政資料室内の行政資料は区内の全区立図書館でも所蔵しており、区民にとっては開館時間が長く利用しやすい図書館で利用されるケースもあります。また、現在では多くの行政資料が、区のホームページから閲覧できるなど、利用方法が多様化しています。区政資料室では、資料検索の手伝いや、担当課への紹介など区政資料室の利点を生かしたサービスに重点を置いていきたいと考えています。</p> <p>事務事業の対象として、区政資料室の利用者も含めるべきではないか、とのご指摘につきましては、今後、対象に含めることとします。</p> <p>活動指標に関するご指摘についてですが、異議申し立てに対しては、その後に取り下げのあった場合を除き、全てを却下、棄却又は認容のいずれかの決定を行うこととなります。そのため、年度を越えて審査することになるものを除くと、「処理した件数」と「異議申し立て件数」は概ね一致することになります。また、訴訟は、複数年にわたることが稀ではなく、前述したとおり期間の短縮を優先すべきものではありません。そのため、これを処理率として表すよりも、絶対数で表すことにより活動量も示すことができるものと考えます。</p> <p>成果指標についてですが、代案としてご提示いただきました「ミス件数」として、異議申し立ての決定件数に対する訴えの提起の件数が考えられますが、訴訟については示すことができません。現在、成果指標として採用している完結件数は、前述のとおり、複数年で見た場合「異議申し立て等件数」と一致することになることから、必ずしも適当なものとは言えませんので、今後、より適切な指標について検討してまいります。</p> <p>また、「情報公開までに要する日数」の代案につきましては、前述の理由により、標準的な処理日数を算定し指標とすることが困難なため、さらに検討してまいります。</p>
------	---

## 【所管課の対処結果(平成26年度実施結果)】

対処結果	<ul style="list-style-type: none"><li>・行政不服審査、訴訟に係る活動指標、成果指標について、引き続き検討しましたが、活動指標は、「単位あたりコスト」の基礎数値としているため、事業活動の規模を把握する必要があるものと考えられます。そのため、従前どおり「訴訟、行政不服審査件数」とするか、又は、成果指標としている「訴訟、行政不服審査完結件数」とすることが適当であると考えます。成果指標としては、「ミス件数」を代案として提示されましたが、行政不服審査は、区が行った行政処分が正当ないし適法であれば棄却し、不当ないし違法であれば認容すべきもの、また、訴訟は、区の行為が適法であれば勝訴、違法であれば敗訴することになるものです。事案が発生すれば当然に事務事業を遂行することになり、その内容によっていずれかの結果になるものですので、その結果を当該事務事業の成果として評価する(例えば、行政不服審査の場合は棄却した結果訴訟を提起された件数や認容した件数を、訴訟の場合は敗訴した件数を「ミス件数」とする。)ことは適当ではないと考えます。そのため、引き続き、事業活動の規模を把握する「訴訟、行政不服審査件数」を活動指標とし、結果に関わらず「訴訟、行政不服審査完結件数」を当該事務事業の成果指標とすることと致します。</li><li>・事務事業の対象として、区政資料室の利用者を含めました。</li><li>・成果指標案として、「情報公開までに要する日数」を提示されましたが、情報公開等の請求については、請求内容1件ごとに、公開する情報量や範囲などに違いがあり、それに伴う作業量や判断に要する時間が異なるため、標準的な処理日数を定めることは困難です。このため、情報公開等の成果指標については、平成27年度事務事業評価から、全請求件数のうち、条例で規定する公開決定等の期限内に処理が終了した件数の割合を指標とすることといたします。</li></ul>
------	---

事務事業評価 ③

情報政策の推進 (No14)

事業の目的・目標	基本構想の実現を情報面で支える情報化施策について、総合的な企画及び調整を行い、これを推進する。
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電子計算組織の管理運営状況の把握並びに効率的な運用を推進する。</li> <li>○ 杉並区情報化基本方針の進捗管理及び計画・調整を行う。</li> <li>○ 情報セキュリティ運営委員会・IT推進会議の運営を行う。</li> <li>○ 全庁情報セキュリティマネジメント運用・管理を行う。</li> <li>○ 情報伝達手段の企画及び普及を図る。</li> </ul>

		24年度計画	24年度実績
指標	活動指標	情報化アクションプラン項目数	45項目
	成果指標	(代)情報セキュリティ研修受講者数	230人
事業実績		<p>杉並区基本構想の実現と区民サービスの一層の向上を図るため、今後5年の中期的な期間を想定した杉並区情報化基本方針と、情報化基本方針を具体化するための杉並区情報化アクションプラン(25～27年度を期間とする45項目から構成)を一体的に改定しました。また、組織が保有する情報にかかわるさまざまなリスクを適切に管理し、組織の価値向上をもたらすISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の国際規格ISO27001の更新審査(3年に1度)を受け、適合とされました。</p>	

【所管による自己評価】

評価と課題	<p>24年度は、情報化基本方針と情報化アクションプランの改定作業を行いました。25年度以降は、この基本方針とアクションプランに掲げた各事業を着実に推進していきます。</p> <p>主な課題は、以下のとおり。</p> <p>①区全体のウェブサイトの再構築 ②災害時における情報の収集・発信手段の多様化の推進 ③区民への情報発信・情報交流における民間SNSの活用 ④調達経費の精査による情報システムの効率的運用 ⑤全庁的な情報システムに関する業務継続計画の策定</p> <p>また、25年5月に成立した共通番号制度に対応する調整も行います。</p>
-------	---

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充    ● 現状維持    ○ 縮 小    ○ その他
		II 事業の改善	● 手段・方法の見直し    ○ 実施主体の見直し    ○ 対象の見直し
	<p>杉並区情報化基本方針は、今後5年の中期的な期間を設定し、その具体的な取組を内容とする杉並区情報化アクションプランの期間を平成25～27年度の3カ年としました。この杉並区情報化アクションプランは、区の財政状況やICTの進展に対応するため、杉並区実行計画と合わせて改定を行います。また、改定時だけでなく、年度単位での進捗状況の把握を行うことで、区の財政状況やICTの変化にきめ細かく対応し、連続性のある適正な改定作業につなげていきます。</p>		

## 【外部評価】

今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> その他		
	II 事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し
事業内容への評価	<p>情報化基本方針ならびにアクションプランの改訂がなされ、今後はこれらが掲げる事業を着実に実施していくことが求められる。</p> <p>課題として5点挙げられているが、これらの課題にどのように対応していこうとしているのかの記述を欠いている。改善・見直しの方向の部分で課題への対応方針についても記載されたい。</p>			
評価表の記入方法などについての評価	<p>上述のように、課題への対応方針を改善・見直しの方向において示すべきではないか。</p>			

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>「情報政策の推進」では、杉並区情報化基本方針の改定をはじめ、情報化に関わる区の施策全体の推進を目的としています。このように目的が広範なため、基本方針の具体的な取組を定めた「杉並区情報化アクションプラン」の中から情報政策課が主となって取り組んでいく5つの項目と、新たな共通番号制度への対応とを、本事業の「主な課題」として記載しました。</p> <p>25年度からは、アクションプランに基づく具体的な取組を進めているため、今後は、これらの達成状況等を評価し、改善・見直しの方向について記載していくこととします。</p> <p>なお、情報化を推進する上での目標と、それに対する具体的な取組は、以下のとおりです。</p> <p><b>【目標】</b></p> <p>①安全・安心を支える情報サービス・情報基盤の整備          ②必要な時に必要な情報が届く情報発信・交流の推進          ③効率的で計画的な情報化の推進</p> <p><b>【取組】</b></p> <p>上記①②に対して、震災救援所等へのWi-Fiスポットの設置(25年度実施)、民間事業者等との協働による多様な情報発信の実現(25年度以降順次実施)、民間SNSの活用(25年度以降順次実施)、ICT以外の手段による情報発信の確保。</p> <p>上記③に対して、情報化経費精査のガイドライン策定(25年度実施)、住民情報システム再構築の準備。</p>
------	--

## 【所管課の対処結果(平成26年度実施結果)】

対処結果

対処方針に基づき、以下のように対応しました。

### 目標①

・震災救援所等へのWi-Fiスポット設置については、平成25年度中に、各震災救援所、区直営保育施設、障害者施設に設置し、当初の目標は一定程度達成した。さらに、災害時に限らない日常での利用としての観光事業推進におけるWi-Fiスポットの設置可能性について、産業振興センター、防災課、企画課と検討を行いました。

・民間事業者等との協働による多様な情報発信の実現については、災害時に自治体が集めた情報のテレビやラジオ等のメディアを通じた発信の仕組みである「Lアラート」の活用に向け、防災課担当者とシンポジウムに参加するなど、情報収集に努めました。

### 目標②

・民間SNSの活用については、発信する情報の正確性や中立性を担保するための利用ガイドラインを定め、活用意向のある主管課(21課)を対象に説明会を実施しました。

・ICT以外の手段による情報発信の確保については、広報紙の閲読状況や配布方法をはじめとした、区の情報伝達度に関する区民意向調査について、本事業の主管である広報課において実施しました。

### 目標③

・情報化経費精査のガイドライン策定については、ガイドラインの基礎となる、情報化の目的・内容を記載する「情報化計画書」の記載方法や見積入手時の精査ポイントなどに関して、26年度経費精査対象候補のシステムとなった主管課(13課)に説明会を実施した。また、コンサルの支援を受けながら、ガイドライン(案)に基づき10システムに対して経費の精査を行い、情報政策課内において、ガイドライン(案)の実効性について検証しました。

・住民情報系システム再構築の準備については、これまでの調査、検討を踏まえて、システム類型などのメリット・デメリット等を整理し、今後の住民情報系システムのあり方について具体的検討を進めました。

事務事業評価 ④

職員人材育成 (No21)

事業の目的・目標		<p>○基本構想が示す杉並区の将来像の実現を目指し、区民との協働により地域の課題を解決できる、自治と分権の時代にふさわしい職員を育成します。</p> <p>○全庁をあげて顧客志向の区役所づくりに向けた「五つ星の区役所づくり」を推進し、区民満足度の向上を目指します。</p>		
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		<p>○杉並区が主催する研修の実施</p> <p>○民間機関等が実施する研修への派遣</p> <p>○特別区職員研修所で実施する23区共同研修への派遣</p> <p>○第四ブロック(周辺5区で構成)研修への派遣</p> <p>○職場研修・自学の支援</p> <p>○職場や事業等の改革・改善に向けた職員提案制度の実施</p>		
		24年度計画	24年度実績	
指標	活動指標	研修修了者数	3,691人	4,494人
		研修実施回数	300回	311回
	成果指標	研修アンケート総合評価	95点	94.8点
		(代)研修受講率	100%	113%
事業実績		<p>○自治と分権の時代にふさわしい職員を育成するため、地域で活動する区民を講師とする研修や直接区民と触れ合う研修、企画力向上の研修など、区民の抱える課題や区への要望を体感し、解決策を自ら考えることのできる課題解決型の職員研修を実施しました。</p> <p>○「五つ星の区役所づくり」を全庁をあげて推進するため、職員から事業の改善や新規提案を募り、取組みを全庁で共有する場として、職員提案発表会を開催しました。</p>		

【所管による自己評価】

評価と課題		<p>○基本構想の実現を支える職員を育成するため、「杉並区人材育成計画(平成24～26年度)」に基づいた職員研修を実施するとともに、「五つ星の区役所づくり」を推進し、区民サービスの向上に取り組んできました。</p> <p>○地域とのコーディネート力を高め、自治と分権の時代にふさわしい課題解決型の職員の育成を進めます。</p> <p>○「五つ星の区役所づくり」を活性化し充実を図ることで、さらなる区民サービスの向上に努めます。</p>				
改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
	<p>○「杉並区人材育成計画」で定めた目指すべき職員像に向けた人材を育成していくため、達成状況の検証や見直しを行いながら、それぞれの取組みを推進していきます。</p> <p>○「五つ星の区役所づくり」を推進する職員として身につけるべき意識や能力を効率的・効果的に習得するため、引き続き豊富な経験を持つ民間事業者に研修の企画・運営を委託し、そのノウハウや最新の手法を活用して研修内容の充実を図ります。</p> <p>○人材育成は、各職場でのOJTと主に人材育成課が担う研修により実施していきますが、育成の前提となる採用・任用・異動・評定といった人事政策とも密接な関係にあります。このため、職員課と人材育成課が一体となって支援する体制をつくります。</p>					

## 【外部評価】

今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充      ● 現状維持      ○ 縮 小      ○ その他		
	II 事業の改善	● 手段・方法の見直し	○ 実施主体の見直し	● 対象の見直し
事業内容への評価	<p>人材の育成・研修は行政サービスの質の向上のみならず、効率性や有効性の改善のため大変重要なものである。活動指標や成果指標の目標を超える実績を挙げている点は評価できる。</p> <p>しかし、研修の体系と目的及び対象が整合的であるか、どのような効果が得られ、五つ星のサービスや区民との協働を促進するのにいかに関わり合っているかについて、一層の検証と見直しが必要と思われる。</p>			
評価表の記入方法などについての評価	<p>活動指標は概ね研修の実施と参加状況を反映するものとしては適正である。ただし、どの職階や業務内容を対象にしたものか、あるいは、毎年度行うものか否かに応じた目標と実績を示したものがこの数値では不明である。必要な職員に必要な研修がなされているかの観点が必要である。</p> <p>また、成果指標については、研修実施を踏まえた業務への反映事例件数とか提案件数といったものも検討されてよいのではないか。</p>			

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>研修は、職層やキャリアに応じて必要な職員に必要な研修ができるよう研修体系を整え、計画的に実施しています。</p> <p>研修内容が受講した職員の行動・意識に結びつき、効果をあげているかどうか把握することは、非常に重要であると認識しています。</p> <p>現在でも、研修終了時のアンケートを今後の研修の参考・改善に役立てたり、研修後1～2か月以内に提出される研修受講報告書を所属長が確認し、各職場において人材育成の資料として活用することとしています。また、研修受講報告書では、研修結果を職務に活用しているかどうかなどについても記入してもらい、職員自身が業務との結びつきを意識できる研修となるよう努めています。</p> <p>しかし、長期的な成果についての把握など、研修の効果測定の仕組みは十分に確立されているとは言えないため、きめ細やかな人材育成ができるよう、検討を進めていきます。</p>
------	--

## 【所管課の対処結果(平成26年度実施結果)】

対処結果	<p>管理職職員のマネジメント力向上研修や、二年目職員研修において地域での実地体験を実施するなど、研修体系に基づきメニューの充実を図りながら計画的に職員研修を実施することができました。各研修内容等についても前回までの研修終了時のアンケート等を参考に必要な改善を図りました。</p> <p>また、職員の研修受講報告書を所属長が確認することで、職務活用度などの研修の成果の把握や日常のOJTの機会の一つとして職員とのヒアリングの際に活用してもらうよう努めました。</p>
------	---

事務事業評価 ⑤

区民相談 (No38)

事業の目的・目標	<p>○区の窓口や電話で気軽に相談し、必要な情報やアドバイスを受けることができます。</p> <p>○相談で得た情報や助言は、自主的な問題解決へ向けた取組みの一助となります。</p>
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	<p>○日常生活の困り事や悩みについて、電話や窓口で区の相談員が相談に応じる。</p> <p>○法律や税務等の専門的な内容は、弁護士や税理士資格を持った相談員が、無料で予約相談に応じる。</p> <p>○相談の内容によって、区以外の専門相談機関等の情報を提供する。</p>

		24年度計画	24年度実績	
指標	活動指標	相談日数	266日	265日
		予約相談可能人数	3,516人	3,516人
	成果指標	相談者数	6,100人	6,230人
		予約相談充足率	80%	71.5%
事業実績	<p>区民相談件数は6,230件で、前年度比5.4%の減となりましたが、家事・税務・外国人・人権・司法書士の各相談は増えています。外国人相談を充実するため、平成24年度から交流協会と協定を結び、「外国人サポートデスク事業」を開始しました。</p>			

【所管による自己評価】

評価と課題	<p>相続問題の増加等に対し、必要な法律相談や税務相談を行っています。また、時代の変化に対応し、交通事故・防犯相談や外国人相談等も実施しています。</p> <p>相談内容の変化に伴い、相談体制や相談項目等について現状分析や問題点を洗い出し、改善を図る必要があります。</p>
-------	---

改善・見直しの方向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 現状維持 <input checked="" type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> その他
		II 事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し <input type="radio"/> 実施主体の見直し <input type="radio"/> 対象の見直し
<p>平成24年度から平日の「交通事故・防犯相談」は、一部見直しを行い週4日(月、水、木、金)の実施としています。平成23年度から開始した第1土曜日の同相談については、毎月の広報で周知に努めていますが、平成24年度の相談件数は平成23年度の半分となっています。今後費用対効果の観点から見直しを行います。また、土曜日の一般相談についても同様に見直しを含めた検討を進めます。</p>			

## 【外部評価】

今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充      ○ 現状維持      ○ 縮 小      ● その他		
	II 事業の改善	● 手段・方法の見直	○ 実施主体の見直	○ 対象の見直し
事業内容への評価	<p>区民相談事業は区行政と区民との接点として重要な役割を担っている。直接的には区民相談を通じた個別の行政課題の解決・調整と間接的には区の行政の見直し・改善への反映である。同時に区政以外にかかる相談業務との切り分けや特定化あるいは他の適切な機関への情報連絡をどのようにしていくかの視点が求められる。</p>			
評価表の記入方法などについての評価	<p>予約相談充足率が目標を下回った理由についての記述がほしい。 また、問題解決になった相談件数(割合)などを成果指標にする工夫も検討してはどうか。</p>			

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>・区民相談では、個人的な悩みや困りごと等の日常生活、民事に関する相談を多く受け付けています。特に近年は、夫婦関係や相続問題、それに関連する不動産の分割や登記などの相談が増えており、職員の行う事前相談では、問題点の整理や優先順位の確認を行い、法律相談だけでなく、家事相談、司法書士相談、税理士相談などの適切な専門相談に結び付けています。対応には、これまでも相談員が相当の努力を行っていますが、他の専門相談機関の開催する研修会・講演会・情報交換会等への相談員の積極的な派遣や、庁内各課の担当者を招いてのミニ研修会の開催など他機関との連携や相談員の更なるスキルアップのための環境づくりを行っていきます。</p> <p>・各種専門相談は、行政では介入しにくい民々の問題の受け皿となっており、社会・経済状況の変化に対応しつつ、実施しています。各種専門相談は、問題点の整理や解決の糸口を見出すことに役立っていますが、即時に問題解決に結びつかないため、問題が解決した相談件数(割合)などを指標にすることは困難ですが、より適切な成果指標の設定については、今後の検討課題としていきます。</p> <p>・予約相談の充足率が下がっているのは、平日の法律相談数が漸減していることが原因です。第3土曜日に実施している法律相談の充足率は100%に近付いており、また、法律相談以外の専門相談の充足率についても上昇傾向にあります。 こうした利用状況を踏まえ、区民の利便性の確保と費用対効果の観点から見直しを行い、平成26年4月以降、法律相談について、次のとおり変更を行います。 ① 平日(月～金の5日間)の相談枠を60枠から、54枠へと10%削減する。 ② 第3土曜日の相談枠を6枠から12枠へと倍増する。</p>
------	---

## 【所管課の対処結果(平成26年度実施結果)】

対処結果	<p>・区民相談においては、相談員が事例を共有し連携して適切な対応が図れるよう継続して取り組みました。また、相談の多いテーマに絞った内部研修を複数回実施するとともに、外部講師を招いた研修会を実施して、相談員全体のレベルアップに努めました。</p> <p>・予約相談については、26年4月以降、相談枠を変更し区民の利便性の確保と費用の両方の視点から改善を図りました。今後も区民の視点を重視して適切に対応を進めていきます。</p>
------	---

事務事業評価 ⑥

特別区民税、都民税賦課事務 (No79)

事業の目的・目標	○税負担の公平性の観点から、課税対象者を正確に把握し、課税額を正しく算出します。
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○給与支払報告書、所得税確定申告書、住民税申告書等の課税資料に基づき、特別区民税・都民税の賦課決定等を行う。 ○未申告者に対しては、未申告調査等により申告勧奨を実施する。

		24年度計画	24年度実績	
指標	活動指標	賦課(非課税者を含む)人数	328,811人	335,265人
		未申告者に対する申告勧奨件数	24,593件	23,877件
	成果指標	(代)区民税・都民税賦課調定額(現年度分)	90,910,320千円	93,781,781千円
		申告勧奨による申告率	21%	17.7%
事業実績	24年度税制改正、住民記録台帳法の改正に対応するシステム改修を行っています。また、ファイリングシステムの導入、電子申告の増加等、賦課作業環境の変化に対応するため、一部システム処理手順の見直しを行いました。			

【所管による自己評価】

評価と課題	国税連携による所得税確定申告データの送受信と、eLtaxによる給与・年金支払報告書データの送受信により、賦課資料の電子データ化の環境は整備されてきています。この内、国税連携を介して受信したデータには、書面申告分をOCRにより電子化したものが含まれていて、電子申告分に比べるとデータの精度が劣ります。今後、受信データを効率的に活用するためには、電子申告分の比率を高めていくことが欠かせません。
-------	---

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充    ● 現状維持    ○ 縮 小    ○ その他
		II 事業の改善	● 手段・方法の見直し    ○ 実施主体の見直し    ○ 対象の見直し
<p>eTAX、国税連携を介したデータ送受信の増加を背景として、平成24年1月からファイリングシステムが導入されています。今後はファイリングシステムの特徴に合わせて賦課事務を見直していく必要があります。国税連携については、その仕様上一部データの欠損が存在し、住民税の賦課作業にとって扱いやすいデータ構造になっておりません。省力化・効率化のためには、提供されるデータ連携仕様の改善も働きかけていく必要があります。</p> <p>いわゆる番号法の成立によって、平成28年1月より社会保障・税番号制度の開始が予定されています。賦課事務に大きく影響することが予想されるため、今後示される仕様・運用情報に注視していく必要があります。</p>			

## 【外部評価】

今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
	II 事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
事業内容への評価	<p>・当該事業における評価の主たる視点である、正しく算出できたかについて、評価がなされていない。今後は指標を設定し、評価・改善につなげられたい。</p> <p>・事業に対する意見に記載のある、制度についての周知や説明不足、納税通知書の内容が判りづらい等について、評価と課題で全く触れられておらず、改善・見直しの方向においても対応が図られていない。早急に対応すべき事案ではないか。</p> <p>・評価と課題において、今後電子申告分の比率を高めていくことが不可欠とあるが、そのために何を実施すべきかを、改善・見直しの方向に示すべきではないか。</p>				
評価表の記入方法などについての評価	<p>・活動指標として、賦課人数が挙げられているが、当該指標は、当該事業の活動によるものではないことから、活動指標としては適切とはいえない。 区として対応すべき事案に対応できたかを測る指標(ex.賦課すべき人に賦課したか)を設定、目標値を100%とし、活動を評価すると有効。 未申告者に対する申告勧奨件数に関しても、実数ではなく、区が実施すべきことが実施されたかを測る指標(申告勧奨実施率)とすると、活動を評価しやすい。</p> <p>・成果指標案としては、課税額を正しく算出したかを測る指標として、ミス件数、クレーム件数等。</p>				

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p><b>【活動指標・成果指標について】</b> ご指摘のとおり、賦課人数、未申告者に対する申告勧奨件数とも、指標として適切とはいえない部分があります。一方、代案として例示された指標は、賦課事務の制度及び事務処理上実態にそぐわない面もありますので、より活動を客観的に評価できる指標の設定について今後検討を行います。</p> <p><b>【事業に対する意見について】</b> ①年金特別徴収制度の周知や説明が十分になされていないとの意見については、新規納税者に対し制度説明のチラシを同封し納税通知書を送付しています。しかし、制度導入(平成21年10月)後間もないことと、他の徴収方法に比べ制度が複雑なため十分に定着していない部分があります。そのため、納税者の便宜を図り、徴収の効率化に向けた制度の見直しを国に対し働きかけた結果、平成28年度から転出や税額変更が生じた場合も特別徴収を継続するなどの制度改正が実施されることとなりました。 ②納税通知書の内容がわかりづらいとの意見については、紙面の制約がありますが、より納税者にとってわかりやすいものとなるよう毎年度見直しを行っています。</p> <p><b>【評価と課題について】</b> 電子申告には、「電子証明書付住民基本台帳カード」(住基カード)が不可欠です。区では、住基カードを利用した証明書類のコンビニ交付を、平成26年12月から導入する予定です。こうした機会も捉えて、住基カードの所管課と連携し、カードの普及に向けた広報等の取組を一層強化してまいります。</p>
------	---

## 【所管課の対処結果(平成26年度実施結果)】

対処結果	<p>【活動指標・成果指標について】 申告義務がある者(納税義務者)を把握する手法があれば、事務事業評価における適切な活動指標・成果指標の設定も可能となるが、こういった数値の把握は現状困難であり、新たな指標の設定は引き続き今後の検討事項であるとの認識のもと、当面は現状の指標で評価を行います。</p> <p>【事業に対する意見について】 納税通知書の記載内容について、納税者にとってより理解しやすいものとなるよう、納税者の視点に立ち、表現等の見直しを適時行いました。</p> <p>【評価と課題について】 区では、平成26年12月から住基カードの無料交付を開始しました。今後は住基カードの所管課と連携し、カードの普及に向けた広報等の取組を進めてまいります。</p>
------	--

事務事業評価 ⑦

保健所一般事務 (No306)

事業の目的・目標	庶務的経費を効率的に管理し、限られた予算の中で担当部内業務の効率的執行を行うとともに、職員がより安全かつ効率的に業務を行えるようにします。
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事務用品類の購入及び事務機器等の保守等</li> <li>○医療業務に従事する職員の傷害・賠償保険等の加入</li> <li>○衛生主管部としての担当部内各課の連絡調整事務</li> </ul>

		24年度計画	24年度実績	
指標	活動指標	杉並保健所職員数	107人	104人
	成果指標			
事業実績		複合機の消耗品供給契約、製版印刷機の借料などの維持管理経費の執行のほか、保健所に従事する雇い上げ医師等に対する執務環境を整えるため、賠償責任保険の加入などを行いました。		

【所管による自己評価】

評価と課題	紙の再利用・資料の共有など、杉並区環境・省エネ対策実施プランに取り組み、引き続き省エネ・省資源化に努める必要があります。
-------	--

改善・見直しの方向（中長期）	今後の方向性（見直しの視点）	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> その他
		II 事業の改善	<input type="radio"/> 手段・方法の見直し <input type="radio"/> 実施主体の見直し <input type="radio"/> 対象の見直し

※内部管理事務や施設の維持管理費のみを内容としている事務事業については、評価項目を執行状況やコストの把握のみとした簡易な評価としているため、「成果指標」「改善見直しの方向」は記載していません。

## 【外部評価】

今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充      ● 現状維持      ○ 縮 小      ○ その他		
	II 事業の改善	○ 手段・方法の見直	○ 実施主体の見直し	● 対象の見直し
事業内容への評価	<p>保健所の本来業務(子どもの健康診断、地域住民の健康相談など)と本来業務に携わる医師や事務職員の業務への支援業務(事務用品の管理や医師の保険加入など)を切り分けているわけであるが、本当は、顧客(子どもや地域住民)サービスのために貢献している要素としてみるべきなのかもしれない。現在の組織が縦割りになっていることの反映であるとするれば、間接サービスであることを踏まえて事業内容を評価すべきである。つまり、保健所職員数が減少しているのは、対象となる顧客(子どもや地域住民)が減少していることの反映であるとして、この職員への間接サービスには柔軟性の乏しい固定的な要素(連絡調整業務など)があるとすれば、単位あたりコストは増加すると理解できる。こうした状況であるとするれば、現在のコスト増加は是認される。</p> <p>それでは成果指標は何なのだろうか、職員の満足度という回答はありえようが、そのような目的で本事業をやっているかどうかかわからない。所管部局では、こうした因果関係を見極めながら、事業内容の評価を行うべきである。</p>			
評価表の記入方法などについての評価	<p>事業活動の目的が、間接経費の効率的執行と保健所職員の安全な執務条件の整備にあるということ、この結果、活動指標を保健所職員数に置くことは一応理解できるが、成果指標がないということはどういうことだろうか。保健所業務の顧客は地域の子どもや高齢者など、診断や相談にやってくる地域住民(保健所顧客数)である。これらへのサービス主体が顧客であるとするれば、成果指標は、職員満足度ということになるか。しかしながらこれを把握することはできないということならば、代理指標として、保健所の顧客数をとることは妥当性がある。</p> <p>活動指標についても、職員数として一括するのではなく、事務職員と医療職員数を分けて捉え、活動の内容を分析しやすくする工夫が必要である。</p> <p>なお、自己評価に評価と課題の記述はあるが、今後の方向(事業の方向性、事業の改善)の記述がないのはなぜだろうか。</p>			

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>・今年度の事務事業評価から、内部管理事務や施設の維持管理費のみを内容としている事務事業については、評価項目を執行状況やコストの把握のみとした簡易な評価方法に変更されました。そのため、成果指標及び改善・見直しの方向(今後の方向性)については記入していません。</p> <p>なお、活動指標の保健所職員数の減(10名)は、組織改正や事務改善等によるものです。それに伴い、単位当たりコストが増加しました。</p> <p>・活動指標については、次年度の評価から事務職員と医療職員に分けて記載します。</p>
------	--

## 【所管課の対処結果(平成26年度実施結果)】

対処結果	<p>対処方針のとおり、内部管理のため、評価項目を限定した簡易な評価を行っています。活動指標である保健所職員数の変更については、平成26年度の事務事業評価から反映しました。</p>
------	--

事務事業評価 ⑧

違反建築物取締 (No379)

事業の目的・目標	○違反建築物を摘発し、適法な状態に是正する。 ○違反建築物の発生を防止する。
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○通報やパトロール等により違反建築物の発見及び現地調査、是正指導を行う。

		24年度計画	24年度実績	
指標	活動指標	建築主及び工事関係者の呼び出し、是正指導件数	120件	78件
		建築現場の現地調査	1,050件	981件
	成果指標	(代)是正件数	28件	26件
		違反出現率	2%	1%
事業実績		<p>新築建物に対する調査通報は減少せず、現地調査を迅速に実施しました。なお、建築基準法ただし書き許可建物は、許可後から継続して現場調査を行い、違反建築の防止に努めました。また、風俗営業や食品衛生の許可情報に基づき、建物の防火区画、避難施設等の検査、指導を行い、建物の防火安全対策の推進を図りました。</p>		

【所管による自己評価】

評価と課題	<p>新築建物の違反は減少し、建替え困難宅地の改築や既存建物のリフォームの違反が増加傾向にあります。なお、新築建物は建築規制限界に近い設計により通報件数は減少していません。ただし書き許可建物には現場調査を行い、違反の防止に努めました。また、住宅業者による国土交通大臣認定と異なる施工が各地で判明し、区でも是正させています。今後も、住みよい住環境づくりのため、高い専門性の確保と粘り強い指導が課題になります。</p>
-------	---

改善・見直しの方向(見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充    ● 現状維持    ○ 縮 小    ○ その他
	II 事業の改善	● 手段・方法の見直し    ○ 実施主体の見直し    ○ 対象の見直し
改善・見直しの方向(中長期)	<p>新築建物の中間、完了検査率が9割を超え、違反建物の未然予防となっていますが、既存建物のリフォーム時の違反が増える傾向にあります。建築基準法では、新築時のみだけでなく、その後も常に適法な状態を保ちながら、使用することとなります。このため、改修工事にあっては、適法に設計、施工するよう、所有者はもとよりテナント業者、内装工事業者に対し、建築基準法等の周知や遵守の活動を行うなどの必要があります。</p>	

## 【外部評価】

今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
	II 事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
事業内容への評価	<p>○ 評価の視点や課題認識、内容の適切性          本事業の目的は明確であり、評価の視点や課題認識は適切といえる。          「調査通報件数が減少していない」ということは、住民の行政に対する期待とも言える。          引き続き公正性と公平性に留意し、適切な執行に努める必要がある。          違反建築の取り締まりは、行政の責任でしっかり行わなければならない。</p> <p>○ 改善・見直しの方向性や取り組みの妥当性          事業の改善として、「手段・方法の見直し」とされているが、具体的な記述内容が前年と同一である。中長期の方向性の記述として納得もできるが、年度毎の具体的な取り組み計画及び結果の説明も期待したい。          たとえば、「既存建物のリフォーム時の違反対策に対し、テナント業者、内装工事業者に対し、建築基準法等の周知や遵守の活動を行うなどの必要がある。」とのことであるが、事業者への働きかけの具体的な活動の説明もほしいところである。</p>				
評価表の記入方法などについての評価	<p>○ 記載内容の明瞭性          事務事業評価表によれば、24年度実績の計画(目標値)への達成率は、活動指標・成果指標とも100%を下回っている。これは違反事案が減少した結果として、良きことと捉えるべきか、取締業務が滞った結果による悪しきことなのか、いずれの結果であるのかについての説明がほしい。</p> <p>○ 指標(活動指標・成果指標)の適切性          成果指標に採用されている「是正件数」および「違反出現率」は本来少なくなっていくことが望ましい数値である。したがって、評価表の記載では達成率は100%を下回り低くなる方がよい状況となる。          一方、現状では違反通報件数が減少しているわけでないこと、また既存建物のリフォーム時の違反が増える傾向にあるということからすれば、当面は取締を厳正に行う成果指標として、妥当なものと判断できる。          なお、成果指標の「違反出現率」がパーセント単位で示されているが、1%か2%という比較では、端数処理の結果で達成率が大きくぶれる。もう少し細かい数値で表現する方が、分かり易いのではないだろうか。</p>				

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業改善の内容としては、今後建物の違反指導に際し、リフォーム業者などに建築基準法等の説明を行っていきます。さらに、住宅改修の資金融資あっせんを行っている住宅課等と連携し、リフォーム業者への建築基準法等に関するパンフレットやチラシの配布を行うなど、事業者への働きかけについて検討していきます。</li> <li>・平成24年度実績の達成率が、活動指標、成果指標とも100%を下回っているのは、企業におけるコンプライアンス意識が高まり、建築工事の違反事案が減少し、改善が進んだことを意味します。              今後も、この傾向が継続するよう、適切な行政指導を行っていきます。</li> <li>・成果指標の「違反出現率」については、ご指摘のとおりのため、小数点2位まで表現するなど、見直しを図ります。</li> </ul>
------	---

## 【所管課の対処結果(平成26年度実施結果)】

対処結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・26年度の具体的な取組として、既存建物リフォーム時の違反に対し指導、働きかけを強化するとともに、土木管理課狭あい道路係と連携し、違反建物の前面道路の拡幅についても、所有者・事業者に対して指導、働きかけを行いました。</li> <li>・建築工事の違反事案の更なる減少に結びつくよう、公平、公正、適切な行政指導を行いました。</li> <li>・成果指標の「違反出現率」について、平成26年度評価から小数点第2位までの表示としました。</li> </ul>
------	---

事務事業評価 ⑨

大気や河川水質などの環境実態調査 (No439)

事業の目的・目標	<p>○騒音等の環境基準を満たしていない地点を把握し、国、東京都、区の道路管理者が改善を図るよう調査結果を提供する。 ○河川の水質調査結果等を東京都の河川関係部署に送付し、河川改修の資料として活用してもらう。</p>
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	<p>○幹線道路沿い(環状7号線、青梅街道等)の大気汚染常時監視を4地点で測定する。 ○道路交通騒音の1週間連続測定を23地点(環状7号、8号線、区道等)で実施する。 ○3河川(神田川、善福寺川、妙正寺川)5箇所ですべて年4回の水質調査を7区合同で実施する。 ○ダイオキシン類調査を大気3地点(井草森公園等)、河川4地点(神田川、宮下橋等)で実施する。</p>

		24年度計画	24年度実績	
指標	活動指標	調査分野数	3分野	3分野
		延べ調査地点数	137地点	137地点
	成果指標	区民への情報提供(広報、報告書)及び環境マップデータ等更新の回数	12回	12回
		大気二酸化窒素濃度(区役所前年平均値)	0.030ppm	0.027ppm
事業実績	<p>大気汚染常時測定室、自動車排出ガス測定によって区内の大気汚染の実態に努めてきました。幹線道路沿いで自動車騒音常時監視や自動車交通騒音・振動の調査を実施し、主要道路沿いの騒音・振動を把握するとともに、調査結果は都や区の道路管理者に対して騒音・振動対策の資料として提供しています。 そのほか、大気及び河川のダイオキシン類調査や河川水質調査を定期的を実施し、良好な結果が継続しています。なお、調査結果は、区民にわかりやすいように集計し、ホームページ、広報、環境白書、環境マップに掲載しています。</p>			

【所管による自己評価】

評価と課題	<p>区が実施している大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などの環境調査の結果は、交通量が多く、苦情・要望が発生している道路の優先的な舗装工事や水質汚濁の観点からの重点的河川改修など、区内の都市基盤整備に活用されています。また、国道、都道の管理者や道路交通規制担当にも騒音・振動、大気汚染などの調査結果を提供し、道路整備や道路交通対策の資料として活用されています。信頼度の高い環境調査であるためには、継続的に調査を実施するとともに、常に必要性や状況の変化に対応して調査方法を見直さなければなりません。</p>
-------	---

改善・見直しの方向(見直しの視点)	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> その他
	II 事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し <input type="radio"/> 実施主体の見直し <input type="radio"/> 対象の見直し
改善・見直しの方向(中長期)	<p>大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などの環境調査は、継続的に実施することが必要ですが、同時に必要性などの点から常に見直しをしなければなりません。また、区民の関心度、費用、結果の活用などの観点も含めて検討しなければなりません。特に、調査測定用の機器の更新など財政面からも長期的、計画的に整備していきます。また、環境調査のレベルを維持し、信頼される調査結果を、区民に提供していくために、専門的知識を持った技術系職員の確保も必要です。</p>	

## 【外部評価】

今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
	II 事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
事業内容への評価	<p>○評価の視点や課題認識、内容の適切性 環境、とりわけ有害物質に対する懸念は、最近大変な関心もたれている事項であり、区民からの環境調査の要望も多いものと推察する。 所管による自己評価にあるように、本事業は継続的な実施が第一であるが、様々な環境変化に対応するためには、新規の調査も必要になろう。予算の制約の下で、調査対象の取捨選択と効率化を図ることが求められるのはその通りである。</p> <p>○改善・見直しの方向性や取り組みの妥当性 測定対象の見直し、測定点や測定基準(方法)の見直し、ITの活用等、様々な改善見直しのポイントはあるだろうが、最も重要なのは公が提供する情報として「信頼できる調査と結果報告」と認識されることであろう。そのためには説明されていることでもあるが、職員専門的知識の習得と市民目線での見直しが重要であると思われる。</p>				
評価表の記入方法などについての評価	<p>○記載内容の明瞭性 必要な調査を毎年継続的に行うという事務事業であるから、評価表の記述が毎年同じようなものになるのは理解できるが、「改善・見直し」として取り組み実施した事柄を具体的に記述すると、活動内容がイメージしやすいと思う。</p> <p>○指標(活動指標・成果指標)の適切性 本事業は、計画通りに実施することが必要であると同時に、計画すれば執行しやすい事業とも言え、「計画(目標値)に対する達成率」は、例年ほぼ100%となる。 数値結果自体は良好と判断できるものであるが、目標管理に利用する指標とした場合には有用性が今一つ乏しい印象を受ける。 例えば、所管の目標「改善・見直しの方向(中長期)」に述べられている、「調査対象の見直し」「財政を考慮した機器類の更新」「専門的知識」等の計画の数値化は、難しいであろうか。</p>				

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>・職員の専門知識習得については、環境調査を担当するうえで重要な要素であると認識しており、これまで都・区が実施する専門研修、講習会の受講や職場内研修の実施に努めてまいりました。 今後は、なお一層専門知識を習得する機会を充実させていくとともに、計画の数値化が可能かどうか検討を行います。</p> <p>・測定機器の更新については、信頼される環境調査にとって不可欠の要素であり、計画的に更新していく必要があります。しかし、機器の更新に関しては予算措置との関連が深いこともあり、更新計画の指標としての数値化は困難です。 しかし、調査方法などをよりよい形に見直した場合は、事務事業評価表に可能な限り具体的に記載し、結果についてもわかりやすい形で提供します。</p>
------	--

## 【所管課の対処結果(平成26年度実施結果)】

対処結果	<p>東京都及び特別区が実施する専門研修などに、担当する全ての職員が年1回以上計画的に受講し、専門知識を習得し、研修終了後は資料の供覧や職場内研修を実施して、全員のスキルアップに努めました。また、最新の知識と情報を基に調査内容を見直し、26年度は鉄道の連続立体計画に関する区民からの苦情も寄せられたため、鉄道騒音の調査を開始しました。 環境調査に使用する測定機器は、高額であるため備品購入に限らずリース契約(長期継続契約)なども活用して計画的な機器の更新に努めました。</p>
------	--

事務事業評価 ⑩

保健福祉職員人件費 (No543)

事業の目的・目標	○勤務成績等に基づくメリハリのある給与制度を構築し、職員の意欲と能力を高め、質の高い行政サービスの提供を図ります。
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○職員の勤務成績判定による昇給と、勤勉手当への成績率導入等により、メリハリのある給与制度を構築し、職員の意欲と能力を高める。 ○庶務事務システムにより申請のあった通勤・扶養手当等の各種手当を審査し、例月給料及び手当を適正に支給する。 ○職員の住民税の納付、年末調整等を行うとともに、東京都職員共済組合の共済費の事業主負担金等を支出する。

		24年度計画	24年度実績	
指標	活動指標	保健福祉職員数(再任用含む)(給料支給実績者の月平均人数)	1,791人	1,816人
	成果指標			
事業実績		特別区人事委員会の勧告を受け、公民較差(△783円、△0.19%)を解消するため、給料表の引下げを行いました。		

【所管による自己評価】

評価と課題	①これからも質の高い行政サービスの提供に向け、職員の意欲と能力を高めるためのメリハリのある給与制度を構築していくとともに、民間の給与水準にあわせた退職手当などの制度改正を行っていきます。 ②職員の健康保持、公務能率の維持・向上、ライフワークバランスの観点から超過勤務の縮減が重要課題です。
-------	---

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡充    ● 現状維持    ○ 縮小    ○ その他
		II 事業の改善	● 手段・方法の見直し    ○ 実施主体の見直し    ○ 対象の見直し
職員給与は人事委員会勧告に基づき、適切な水準で支給を行います。また、人事制度の見直し内容を踏まえながら、職員の意欲と能力を高め、勤務成績等に基づくメリハリのある給与制度を構築してまいります。さらに、雇用と年金の接続問題については、フルタイム再任用制度の導入を控え、人件費の増大につながらないような給与制度の構築が不可欠となってまいります。			

## 【外部評価】

今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> その他
	II 事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
事業内容への評価	<p>事業内容として、人事委員会勧告を受けて給与改定を行った、ということはそのとおりであるが、問題は、給与その他勤務条件の改善を通じて、職員の能力とやる気と満足度をあげることができたかどうかである。短期的にその効果を見ることは難しいが、中長期的にはこうした成果を把握することができるはずである。職員意識調査による職員のやる気や満足度、OFF/JTやOJTを通じた能力開発と評価を行うことにより、こうした内部管理的事業も、目標管理(PDCA)の中に取り入れることは可能である。</p>				
評価表の記入方法などについての評価	<p>事業の内容が、健康福祉職員を対象として、その生産性(能力とやる気と満足度)を上げることにあるということから、活動指標に職員数を採ることは理解できるにしても、成果指標がないということはどういうことだろうか。正しくは、職員意識調査をやって職員満足度や、能力開発指標を導き出すことがあろうが、毎年実施することは困難である。(数年前までは、行政改革の項目のひとつとして「職員満足度」を把握していた)。それならばなんらかの代理指標を見つければよい。たとえば、区民意識調査の中から「健康に関する意識項目」を選ぶとか、あるいは、保険医療機関への受診者数で代理できるのではないか。それが正しく事業の顧客にあたらなくても、なんらかの成果指標から事業の成果を判断する努力が大切である。</p>				

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>・職員意識調査については、現在も毎年7月に職員課人事係が実施していますが、この調査では、所属名を記入すると匿名性が確保できないため、調査結果の精度が下がる恐れがあること、及び回答率が下がることから、所属名の記入欄を設けておりません。このようなことから、保健福祉部だけの意識調査の結果を導き出すのは難しいと考えます。</p> <p>また、区民意向調査の中から健康に関する意識の項目を代替指標として成果指標に、という点につきましては、他の所属に関する職員人件費の指標とも関係があることから、設定が可能かどうか検討します。</p> <p>・職員意識調査における設問等の内容については、毎年見直しを行い、職員の職務に対する意欲等を的確に把握できるよう努めるとともに、調査結果については、人材育成における課題のひとつと位置づけ、今後職員の業務に対する意欲の向上を図るための資料としていきます。</p>
------	--

## 【所管課の対処結果(平成26年度実施結果)】

対処結果	<p>「職員意識調査」では、職員の「意欲」「やりがい」について例年質問を設けており、調査結果の経年変化が把握可能です。職員の意欲、やりがい等の指標は、組織の活力を測るためにも重要であり、給与制度が職員の意欲等に与える影響を把握するためにも、引き続き「職員意識調査」の中で実態の把握に努めてまいります。</p>
------	--

## 財団等経営評価

団体名	公益財団法人 杉並区障害者雇用支援事業団	担当部課	保健福祉部障害者生活支援課
事業目的	就労が困難な障害者の雇用促進と職業生活の自立を図るため、障害者や事業主等に対して、職業準備訓練から就職・職場定着に至るまで一貫した就労支援を行う。 また、その支援を通して、障害者の自立と社会参加を推進し、ノーマライゼーションの理念の実現に寄与する。	顧客	・就労を希望又は既に就職している障害者とその保護者 ・障害のある人を雇用、または雇用しようとしている事業者 ・区内福祉施設及び特別支援学校
事業内容	①就労機会の開拓、提供 ②障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業 ③職業リハビリテーションに係る情報の提供、相談、その他の援助 ④事業主に対する雇用管理に関する事項についての助言その他の援助		
区（二次）による評価	<p>財団が杉並区の障害者の就労支援の窓口として区民や企業にも定着し、相談件数やサービス利用者数も増加していることは高く評価できる。</p> <p>精神障害者・発達障害者からの就労相談が増している中では、自らの専門性を高めるとともに、保健センターや相談支援事業所、地域の福祉的就労の場、精神障害や発達障害などの専門性のある就労移行支援事業所等との連携が必要である。</p> <p>また、就職者が増加する中で、定着支援の重要性も増している。企業訪問回数を大幅に増やすなど、就労環境を整えるためのきめ細かな企業支援の努力が伺える。さらに、定着支援を支える上で、余暇支援の「たまり場」事業などによる生活面の支援が実績を上げているが、地域生活の安定のためには、相談支援事業所などの社会資源との連携が必要である。</p> <p>身近な地域での実習や就労の場の確保、企業支援、地域の就労支援施設への支援など、事業団の役割が増す中で、長期的な展望をもった組織強化に向け、職員の育成や固有職員のマネジメント力の強化、自主財源の主事業である法に基づく障害福祉サービスの就労移行支援事業の充実も必要である。今後は、公益財団法人として、より効率的な運営に努めるとともに、一人ひとりの職員が課題意識を持って就労・定着に結びつく支援を行っていくことを期待する。</p>		
外部評価			
対経営状況に評価	<p>障害者の雇用促進と職業生活の自立のための活動を実施して、職場の新規開拓や定着率の向上や相談・訓練に工夫をこらしている点は評価できる。しかしながら、障害者の就労形態には多様なものがあり、短期就労など自立支援の内容も障害者の特性に応じたものが想定できるので、そうした多様性に対応した活動が期待される。その意味では開拓のための会社訪問に際しても、職場の理解を得ると同時に雇用側にもインセンティブが働くような雇用条件を満たす開発が必要ではないかと考える。</p> <p>また、区からの出向職員とプロパー職員及び非常勤職員の分担関係も人件費の観点のみならず、能力開発や成果達成の見地から見直すことも必要と思われる。</p>		
評価表などの記入方法	<p>指標の数値が大幅に変化した理由は記載されているので注意深く読めば理解できる。ただし、補助事業から委託事業への移行や二つの業務を行うようになったことがどのように影響しているのか、前年度と比較することが不適切な場合には明確にその旨がわかるようにしたほうがよい。</p> <p>また、定着率は1年以上の勤続で算定されているが、現実には1年以上継続雇用になると長期雇用になる比率が高まるのであれば、その意味合いを明示したほうがわかりやすい。開拓の訪問事業所の増が雇用に関与しているのかは、もう少し長期的に判断したほうがよいと思われる。</p>		

外部評価に対する所管の対処方針	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の短期就労については、ハローワークと連携して本人にあった就労先の情報を提供しています。</li> <li>・障害者の特性に応じた勤務時間の雇用形態や、企業側に障害者雇用のインセンティブが働くような雇用条件の開発については、国や都の障害者の雇用促進に関連する制度とも関連しているため、今後も国や都の動向を注視しながら必要な対応をしていきます。</li> <li>・職員の役割分担については、それぞれの役割や立場を精査する中で、一層の事業成果向上が図られる職員配置となるよう事業団と検討していきます。</li> <li>・補助事業から委託事業への移行に伴う影響はありませんでしたが、今後、指標の変化については特記事項欄にも理由等を記載するなど、よりわかりやすい表記となるよう努めます。</li> <li>・職場定着支援については現在1年間の継続した就労の一つの安定の日安としています。しかし1年以上の継続雇用がそれ以上の長期雇用に関与しているかということについての調査は行っていません。今後、長期雇用も視野に入れながら、障害者本人や企業の支援を行うとともに、長期的雇用についてどのように把握していくか、検討していきます。</li> <li>・平成24年度については、平成25年度の障害者雇用促進法の法改正が追い風になる中で、企業・事業所等への訪問の増が雇用に関与していると判断しています。また、障害者を雇用する企業の開拓は、一人ひとりの障害特性にあった就労先を確保する上で大変重要です。企業向けのセミナーの開催や事業主への支援等、様々な取組を行っていますが、企業の理解をより深め雇用につなげていくという点で、企業訪問の回数を増やしていくことには大きな意義があると考え、力を注いでいます。事業所等への訪問回数の増が雇用に関与するかどうかについては、社会状況や企業訪問以外の取組成果などとあわせて分析していけるよう、事業団とともに研究していきます。</li> </ul>	

## 【所管課の対処結果(平成26年度実施結果)】

対処結果	<ul style="list-style-type: none"><li>・短期間就労や短時間就労についてはハローワークのオンライン求人情報などを活用し、障害特性など本人にあった職場の情報を提供しています。短期就労では公共機関のチャレンジ雇用などを活用しています。</li><li>・障害者雇用促進法の改正など、国や都の動向を注視し、関係機関へも情報を提供しました。</li><li>・職員の役割分担については事業成果があがるように、「固有常勤職員の昇格登用」及び「固有常勤職員のリーダー機能を高めるチーム体制」の整備を行いました。</li><li>・表記については、平成26年度の経営評価において、よりわかりやすい表記に努めました。</li><li>・職場定着支援については、職場訪問による定着支援や定期的な連絡などにより、個々の就労者の現状の把握に努めています。今後アンケートを実施し、1年間の継続雇用者の動向について分析する予定です。</li><li>・企業向けセミナーの回数を増やしました。(25年度1回→26年度2回) 訪問回数が増が雇用に結び付くかについては、実際に訪問することで、企業の担当者との信頼関係が生まれ、それが次の雇用を生むうえで大きな意味があることがわかりました。また、より一人ひとりの障害特性にあった企業に絞って、効果的で、効率的な訪問となるようハローワークの求人情報等をオンラインで受けられるようにしました。(25年度112件→26年度227件)</li></ul>
------	---



行財政改革推進本部  
平成27年4月23日

## 平成27年度 行政評価等の取組について

### I 平成26年度の主な取組

- データの正確性の確保や評価作業の効率化、行政評価データの効果的な活用を図るため、行政評価システムの平成27年度導入に向けた準備を進めた。
- 評価対象である平成25年度の区の取組について、評価体系による施策評価・事務事業評価を実施し、6団体について財団等経営評価を実施した。
- 外部評価については、6施策及び施策を構成しない事務事業3事業について、施策・事業の目的や指標の適切性、改善・見直しの方向性、評価表の記入方法等に視点を置いて実施した。また、財団等経営評価対象の2団体について、事業目標達成に向けた取組の効率性・計画性や評価表の記入方法等について外部評価を実施した。
- 外部評価の参考とするため、外部評価委員会において施策評価担当課等へのヒアリングを本格実施し、質疑を踏まえた外部評価を行った。また、ヒアリングや外部評価委員会での質疑・指摘については、各課において今後の事業展開の参考とするとともに、職員の評価技術の向上を図った。

### II 平成27年度行政評価等の取組方針

#### 1 行政評価の目的

行政経営の質の向上を目指し、以下の目的により行政評価を実施する。

##### ① 総合計画の進捗状況、達成度の把握

基本構想の実現に向けて、総合計画・実行計画の進捗状況、達成度を把握し、事業の見直しや予算に反映させる。

##### ② 職員の政策形成能力の向上

評価の作業プロセスを職場内で共有し、PDCAサイクルに基づいた事業運営を進めるとともに、多くの職員が評価(Check)と改善(Action)に関わることで意欲を高め、政策形成能力の向上を目指す。

※Plan(計画)→ Do(実行)→ Check(評価)→ Action(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。

##### ③ 説明責任と区政の透明性の確保

区の活動内容(経営状況)を公表することにより区政の透明性を高め、区民への説明責任を果たすことにより、協働によるまちづくりを進める。

## 2 行政評価の実施

### (1)行政評価システムの導入

行政評価システムの導入により、評価作業の効率化により作業負担軽減を図るとともに、評価過程における職場での議論に重点を置くこととする。

平成27年度の実施状況を踏まえ、必要なシステム修正を行うとともに、各職場における分析・評価能力の向上による事業の質の向上や区民サービスの向上に繋げる方策について検討を行う。

### (2)評価対象・体系

- 全ての施策、事務事業を対象とする。(別紙参照)
- 総合計画(第1段階「ホップ:平成24年度～26年度」)の施策体系に基づく評価を行う。第一段階の最終年度であることから、施策の達成状況等を総括し、第二段階「ステップ:平成27年度～29年度」の取組に繋がる評価とする。
- 実行計画事業を含む事務事業及び平成26年度主要事業について、重点的に評価を行う。
- 予算執行等の便宜上設けられた事務事業、内部管理事務や施設の維持管理費のみを内容としている事務事業については、評価項目を執行状況やコストの把握のみとした簡易な評価とする。

### (3)評価の進め方(取組の視点)

評価能力を維持・向上し、適正な評価を行うため、以下の視点で取り組むこととする。

- 各職場において、仕事の質や効率性の向上について意識しながら十分に議論する。
- 事務事業評価については、所管する課長が責任者として評価内容を確認する。施策評価については、各部の二次評価部門を中心に部内で十分調整し、評価結果を共有する。
- 事務事業は、事業の目的・実施状況、指標の達成状況を踏まえて評価する。活動指標・成果指標については、当該事業の目標の達成状況を的確に表すものとし、状況の変化等に対応し適宜見直すこととする。
- 施策は、事務事業との関連性に留意しながら、指標の達成状況を分析したうえで評価する。

### (4)評価結果の活用

- ① 区政経営報告書(主要施策の成果、総合計画・実行計画の進捗状況、歳出決算一覧)に活用する。
- ② 各部課において評価を踏まえた事業等の見直しを進め、平成28年度予算の検討に反映させる。

### 3 財団等経営評価

(1) 杉並区障害者雇用支援事業団、杉並区スポーツ振興財団、杉並区社会福祉協議会、杉並区シルバー人材センター、すぎなみ環境ネットワーク、杉並区交流協会の6団体について、各団体による一次評価、団体を支援する区による二次評価を実施する。

(2) 評価は、各団体においてコスト意識を高め、効率的・効果的な事業実施による区民サービスの向上を目指すとともに、所管部課において今後の支援の参考資料として活用する。

### 4 外部評価

(1) 専門的知見を有し、公正かつ中立な立場から、行政評価の客観性の確保、評価制度の充実を図ることを目的として、杉並区外部評価委員会による外部評価を実施する。

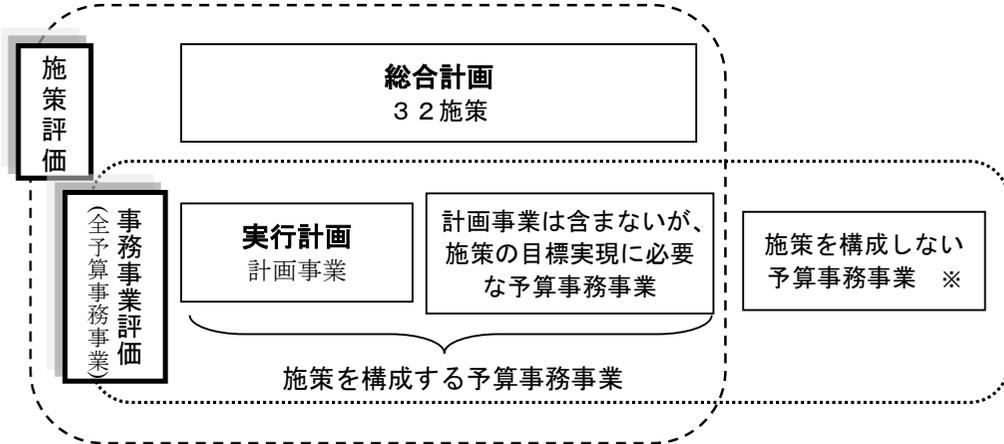
(2) 評価対象となる施策・事業・団体については、外部評価委員会において選定する。

(3) 評価をより効果的に行うため、施策評価について所管課ヒアリングを実施する。

### 5 平成27年度行政評価スケジュール(別紙参照)

平成27年5月 職員向け説明会(行政評価、行政評価システム操作)  
行政評価システムによる行政評価開始  
7月 第1回外部評価委員会

〈行政評価の体系〉



※税賦課徴収事務、住民基本台帳事務など区の業務の基盤となる事務事業のほか、部の一般管理やどの施策にも該当しない事務事業

〈平成27年度 行政評価スケジュール〉

項目	平成27年										平成28年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
行政評価		◎ 説明会(5月11、13日)	事務事業評価	施策評価 (二次評価含む)		◆ 区政経営 報告書公表		◆ 行政評価 報告書公表		◆ 財団等経営評価 報告書公表			
外部評価委員会				☆ 第1回 外部評価委員会 (27年度行政 評価の取組)				☆ ☆ 第2回・第3回 外部評価 委員会 (ヒアリング)	☆ 第4回 外部評価 委員会 (入札監視)		☆ 第5回 外部評価委員会 (評価結果と区の 対処方針)	◆ 外部評価委 員会報告書 公表	
行政評価システム導入	運用テスト・ 操作マニュアル 作成	◎ 説明会 (5月11 ~13日)	システム本稼働										

# 平成27年度 杉並区事務事業評価表 (1)

資料6

事務事業名称			緊急雇用創出臨時特例交付金事業			款	03	項	05	目	04	事業	004	整理番号	106	
現担当課名		企画課		係名					連絡先 電話番号			1415	昨年度 整理番号		100	
上位施策No・施策名										予算事業区分		臨時事業				
事業開始		平成21年度														
平成26年度 担当課名		企画課								事業評価区分		一般				
事務事業の概要	対象			求職中の失業者を中心とする補助金対象事業への就業者		根拠法令等		(1)		東京都緊急雇用創出事業実施要綱						
								(2)		緊急雇用創出事業臨時特例補助金交付要綱						
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)			○求職者の臨時的・一時的なつなぎ就業の機会を提供し、安定的な求職活動ができるよう支援 ○雇用機会の創出に向けた人材育成、在職者に対する賃金等の処遇改善に向けた支援		活動指標		指標名 (1)		事業数						
						指標説明		指標名 (2)								
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手段)			○急激な経済情勢の変動により、離職を余儀なくされた非正規労働者及び中高年齢者等に対して、臨時的・一時的なつなぎ就業の機会を提供し、安定的な求職活動ができるよう支援するとともに、雇用機会の創出に向けた人材育成、在職者に対する賃金等の処遇改善に向けた支援を行うため、国の交付金を受けて東京都が造成した基金による「緊急雇用創出事業臨時特例補助金」を活用して、委託による雇用創出事業を行う。		成果指標		指標名 (1)		雇用創出人数							
					指標説明		指標名 (2)		補助金対象事業における新規雇用の就業者数							
区分		単位	平成24年度 実績	平成25年度		平成26年度		平成27年度	平成26年度							
				計画	実績	計画 (目標値)	実績	計画	対計画比 (%)							
指標	活動指標 (1)		1 件	16	3	4				50.0						
	活動指標 (2)		2													
	成果指標 (1)		3 人	190	16	37				35.7						
	成果指標 (2)		4													
総事業費・コスト把握	事業費		5 千円	214,951	20,467	19,999				平成26年度 予算執行率 (%)	100.0					
	(内) 投資的経費等		6 千円	0	0	0				特記事項						
	(内) 委託費		7 千円	156,314	13,043	13,023										
	職員数	常勤職員数		8 人	0.23	0.20	0.23									
		再任用職員数		9 人	0.00	0.00	0.00									
		非常勤職員数		10 人	0.00	0.00	0.00									
	人件費	常勤職員分		11 千円	2,001	1,726	1,985									
		再任用職員分		12 千円	0	0	0									
		非常勤職員分		13 千円	0	0	0									
	総事業費 (5+11+12+13)		14 千円	216,952	22,193	21,984										
	単位あたりコスト ((14-6)÷1)		15 円	13,559,500	7,397,667	5,496,000										
	財源	受益者負担分		16 千円	0	0	0									
		国からの補助金等		17 千円	0	0	0									
		都からの補助金等		18 千円	214,946	20,467	19,980									
その他の補助金等		19 千円	0	0	0											
特定財源計 (16+17+18+19)		20 千円	214,946	20,467	19,980											
差引：一般財源 (14-20)		21 千円	2,006	1,726	2,004											
受益者負担比率 (16÷14)		22 %	0.0	0.0	0.0											

# 平成27年度 杉並区事務事業評価表（2）

整理番号 106

平成26年度の事業実施状況	(1) 主な取組	内 容	規模	単位	事業費（千円）
		区内道路ネットワーク整備のための道路調査及び指定道路調書作成（委託）		人	
		その他（ ）			
(2) 事業実績					

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化				
	事業に対する意見 （事業に対する期待・要望・苦情など）				
	今後の予測				
評価と課題					
中長期的な改善・見直しの方向	今後の方向性 （見直しの視点）	I. 事業コストの方向性			
		II. 事業の改善の方向性			
	今後の進め方				

# 平成27年度 杉並区施策評価表 I

施策	01	災害に強い防災まちづくり
目標	01	災害に強く安全・安心に暮らせるまち
施策担当課	建築課	関係課 土木計画課
施策目標	<p>○区内の建築物の耐震化は大きく改善され、また、災害時に拠点となる震災救援所（区立小中学校）周辺などの不燃化と木造密集地域の不燃化対策が進み、倒れにくく燃えにくいまちづくりが進んでいます。</p> <p>○総合治水対策として、東京都の河川改修事業とともに、雨水貯留や雨水浸透などの雨水流出抑制対策が進んでいます。</p>	

活動指標		成果指標	
指標名 (1)	区が実施した又は助成した耐震診断件数	指標名 (1)	区内建築物の耐震化率
算式・指標説明		算式・指標説明	耐震性を有する建物棟数÷建物総棟数 * 平成26年度目標値は杉並区耐震改修促進計画の平成27年度目標
指標名 (2)	耐震補強整備橋梁数	指標名 (2)	区内建築物の不燃化率
算式・指標説明		算式・指標説明	土地利用現況調査による（調査は概ね5年に1度。26年度実績は24年度調査結果）
指標名 (3)	雨水浸透施設設置助成戸数	指標名 (3)	雨水流出抑制対策施設の整備率
算式・指標説明		算式・指標説明	累計対策量÷流域豪雨対策計画の目標対策量（588,000立米）
指標名 (4)	ニュース等の発行回数	指標名 (4)	
算式・指標説明	まちづくりニュースや建築物不燃化建替助成制度周知のチラシ等	算式・指標説明	
		指標名 (5)	
		算式・指標説明	
		指標名 (6)	
		算式・指標説明	

区分	単位	平成24年度	平成25年度		平成26年度		目標値	目標年度	
		実績	計画	実績	計画 (目標値)	実績			
活動指標	活動指標 (1)	1 件	975	813	552		/	/	
	活動指標 (2)	2 橋	1	2	2				
	活動指標 (3)	3 戸	101	150	103				
	活動指標 (4)	4 回	5	5	5				
成果指標	成果指標 (1)	5 %	80.0	83	81.7		96	平成33年度	
	成果指標 (2)	6 %	46.8	49	46.8		60	平成33年度	
	成果指標 (3)	7 %	43.3	45	46.0		60	平成33年度	
	成果指標 (4)	8							
	成果指標 (5)	9							
	成果指標 (6)	10							
施策コスト	事業費	11 千円	948,782	1,162,006	979,056		特記事項		
	(内) 投資的経費等	12 千円	121,981	178,219	164,140				
	(内) 委託費	13 千円	263,701	287,192	256,429				
	職員数	常勤職員数	14 人	14.53	15.32	16.32			
		再任用職員数	15 人	2.66	3.00	3.06			
		非常勤職員数	16 人	0.00	1.00	1.00			
	人件費 (14+15+16)	17 千円	136,865	146,572	155,433				
	総事業費 (11+17)	18 千円	1,085,647	1,308,578	1,134,489				
	国・都等からの補助金等	19 千円	610,028	648,906	549,024				
	総事業費伸び率 (計画、実績の対前年度比)	20 %	/	/	4.5				
人件費比率 (17÷18)	21 %	12.6	11.2	13.7					

<p>施策を取り巻く環境 (社会情勢、国、都の動き、 区民意見等)</p>	
---	--

<p>施策の総合評価 (計画事業の取組実績と 評価結果)</p>	
--	--

<p>改善・見直しの方向 中長期</p>	<p>今後の施策の方向性</p>	<p>拡充</p>
	<p>今後の進め方</p>	

# 平成27年度 杉並区施策評価表Ⅱ（施策を構成する事務事業）

【施策 01】 【施策名称 災害に強い防災まちづくり】 ※金額の単位は千円

整理番号	事務事業名称	位置付		平成26年度 事業費	人件費 (再任用 非常勤 含)	総事業費	施策から見た 事業の方向性
		実行計画 事業	主要事業				
1	382 防災まちづくり	○	○				
2	385 不燃化促進住宅管理						
3	405 耐震改修促進	○	○				
4	427 橋梁の長寿命化と補強・改良	○	○				
5	428 河川維持管理						
6	430 水防対策	○	○				
7	431 雨水流出抑制対策等工事助成	○					
8	432 排水場維持管理						
9	433 公共溝渠維持補修						
10	以下再掲事業分の評価表						
11	445 公園等の整備						
12	521 小学校の施設整備						
13	535 中学校の施設整備						
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
合計				942,839	188,179	1,131,018	

施策を構成する 事務事業に関する特記事項	
-------------------------	--

# 平成27年度 杉並区施策評価表（事務事業評価指標一覧）

新規

上段：目標値  
下段：実績値

【施策 01】 【施策名称 災害に強い防災まちづくり】

整理番号	事務事業名称	指標区分	指標名	算定式・指標説明	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
382	防災まちづくり	活動指標	地域活動・庁内検討部会等の開催回数		回	8 8	5 5	5	
		活動指標	ニュース等の発行回数		回	3 5	5 5	6	
		成果指標	取組地区内の不燃化率	耐火・準耐火建築物（建築面積）の割合（平成22年度からは阿佐谷南・高円寺南地区のみ算定）	%	52.5 53.1	54.0 54.0	56.0	
		成果指標	震災救援所周辺等の助成件数	建築物の不燃化（耐火・準耐火建築物）建替えへの助成件数	件	100 15	100 46	88	
385	不燃化促進住宅管理	活動指標	制度の周知回数（広報、HP、チラシ等配布箇所）		回	6 4	5 1	5	
		活動指標							
		成果指標							
		成果指標							
405	耐震改修促進	活動指標	耐震診断助成等件数	区が助成した耐震診断等の件数	件	800 975	800 552	700	
		活動指標	耐震改修等助成件数	区が助成した耐震改修等の件数	件	170 102	170 110	160	
		成果指標	区内建築物の耐震化率	耐震性を有する建物棟数÷建物総棟数 * 平成26年度目標値は杉並区耐震改修促進計画の平成27年度目標値	%	81.0 80.1	83.0 81.7	90.0	
		成果指標							
427	橋梁の長寿命化と補強・改良	活動指標	長寿命化修繕橋梁数		橋	1 1	1 1	3	
		活動指標	耐震補強整備橋梁数		橋	1 1	2 2	1	
		成果指標	長寿命化修繕橋梁整備率	長寿命化修繕橋梁橋梁数÷目標長寿命化修繕橋梁数	%	100.0 100.0	100.0 100.0	100.0	
		成果指標	耐震補強整備橋梁整備率	耐震補強整備橋梁数÷目標耐震補強整備橋梁数	%	100 100	100 100	100	
428	河川維持管理	活動指標	川の清掃回数		回/年	72 72	72 65	17	
		活動指標	川沿い通路の除草回数		回/年	9 9	9 9	7	
		成果指標	清掃実施率	清掃実績回数÷清掃計画回数	%	100 100	100 100	100	
		成果指標	除草実施率	除草実績回数÷除草計画回数	%	100 100	100 100	100	

## 平成 27 年度外部評価の進め方について（案）

## 1 外部評価の対象

- (1) 施策評価＝32 施策（施策を構成する事務事業＝444 事業） 資料 8（1 ページ）  
※対象外とする施策
- ・ 25 年度、26 年度に評価した 16 施策
  - ・ 総合計画改定により、改定後の総合計画で廃止する 1 施策（施策 14）
- (2) 事務事業評価＝施策を構成しない事務事業（217 事業） 資料 8（2～6 ページ）  
※対象外とする事務事業
- ・ 24 年度～26 年度に評価した 15 事業
  - ・ 簡易な評価（内部管理、施設の維持管理等）を行った 80 事業
- (3) 財団等経営評価 資料 8（6 ページ）  
6 団体のうち、25・26 年度に外部評価を実施した 3 団体を除き、杉並区スポーツ振興財団、杉並区シルバー人材センター、杉並区交流協会の 3 団体から 1～2 団体を選定する。

〈委員一人の担当（26 年度）〉

- ・ 施策評価は、1～2 施策（全 6 施策）
- ・ 財団等経営評価または施策を構成しない事務事業のいずれかを担当（全 2 団体・3 事業）

## 2 評価方法

- (1) 施策については、評価前に所管課ヒアリングを実施する。
- ・ 10 月末～11 月始めに、外部評価委員会で実施。
  - ・ 1 施策について 50 分程度（説明 10 分、質疑 35 分、まとめ 5 分）
  - ・ 区側の出席者＝施策評価担当課長、施策担当課長、施策に含まれる事業の所管課長
- (2) 担当委員が作成した評価案について、委員会で確認し、決定する。

### 3 外部評価委員会スケジュール(案)

※ ↓ は委員の作業期間

	外部評価	入札監視	区の実施 (参考)
6月			○行政評価(5~7月) ○財団等経営評価(6~8月)
7月	○外部評価委員会 ・27年度外部評価の進め方		○区政経営報告書原稿作成
8月	外部評価対象施策等の決定		
9月			○区政経営報告書発行(下旬) ○経営評価報告書速報版発行(中旬)
10月	○外部評価委員会 ・所管課ヒアリング	入札監視資料を 委員に送付 ↓ 入札監視 対象の選定 ↓ 案件決定	○行政評価報告書、経営評価報告書発行(下旬)  行政評価表データ(USB メモリー)、外部評価対象施策等の評価表送付
11月	○外部評価委員会 ・所管課ヒアリング  評価表作成		
12月	○外部評価委員会 ・入札監視		
1月			●外部評価に対する対処方針作成
2月	○外部評価委員会 ・外部評価まとめ  総括意見		
3月	外部評価委員会報告書完成(下旬)		

1 施策評価

○網掛けは、25・26年度に外部評価を実施した施策

目標	外部評価	施策名	事業数	主な事務事業
1 災害に強く 安全・安心に 暮らせるまち	26	1 災害に強い防災まちづくり	9	防災まちづくり、耐震改修促進、橋梁の長寿命化と補強・改良、水防対策など
	25	2 減災の視点に立った防災対策の推進	15	防災意識の高揚、災害時情報連絡体制の確立、防災施設整備、災害時要援護者支援対策など
		3 安全・安心の地域社会づくり	10	防犯対策の推進、消費生活相談及び消費者啓発、街路灯の新設・改修、交通安全運動の推進 など
2 暮らしやすく 快適で魅力 あるまち		4 利便性の高い快適な都市基盤の整備	18	ユニバーサルデザインのまちづくり推進、鉄道連続立体交差の推進、私道整備助成、狭あい道路拡幅整備 など
		5 良好な住環境の整備	14	まちづくり施策の総合的な推進、まちづくり活動の支援、区営住宅の住環境整備、区営住宅の提供、高齢者アパートの提供 など
	25	6 魅力的でにぎわいのある多心型まちづくり	3	景観まちづくり、都市再生事業、多心型まちづくりの推進
	26	7 地域の特性を活かし将来を見据えた産業の振興	12	商店街支援、産業振興の基盤整備、アニメの振興と活用、農業の支援・育成、就労支援 など
3 みどり豊かな 環境に やさしまち	25	8 水とみどりのネットワークの形成	11	水辺環境の整備、公園の維持管理、公園事業、公園等の整備、みどりを創る、みどりの基金 など
	26	9 再生可能エネルギーを活用した住宅都市づくり	1	地域エネルギービジョンの推進
	25	10 ごみの減量と資源化の推進	6	ごみの減量と資源化の推進、ごみ・し尿の収集・運搬、資源の回収、ごみ・資源の排出の適正管理 など
	26	11 環境を大切にする生活スタイルの促進	5	省エネルギー対策の推進、環境配慮行動の推進、安全美化条例に基づく生活環境の改善、自然環境の保全、すぎなみ環境情報館の運営管理
4 健康長寿と 支えあいの まち		12 いきいきと暮らせる健康づくり	26	がん検診、区民健康診査、がん対策、区民健康診査、特定健康診査・特定保健指導事業、一次予防対象者施策 など
	25	13 地域医療体制の整備	3	救命救急体制の充実、急病診療事業の運営、歯科保健医療センター事業
		14 健康危機管理の推進	13	食品衛生監視、予防接種、感染症予防・発生時対策、放射能対策 など
		15 高齢者のいきがい活動の支援	13	シルバー人材センター支援、ゆうゆう館の運営、長寿応援ポイント事業、高齢者活動支援センターの維持管理 など
	26	16 高齢者の在宅サービスの充実	27	安心おたつしゃ訪問、地域包括支援センターの運営管理、包括的ケアマネジメント支援、在宅療養支援体制の充実 など
	25	17 要介護者高齢者の住まいと介護施設の整備	11	老人ホームの入所、特別養護老人ホーム等の建設助成、認知症高齢者グループホームの建設助成、特別養護老人ホーム等用地整備 など
		18 障害者の社会参加と就労機会の充実	22	障害者の社会参加支援、障害者通所施設支援事業、障害者福祉タクシー等、障害者の就労支援事業、障害者入所・通所施設の整備 など
		19 障害者の地域生活支援の充実	27	障害者自立支援サービス、障害者の日常生活支援、心身障害者福祉手当等支給、障害者相談支援、障害者グループホームの整備 など
	25	20 支えあいとセーフティネットの整備	24	成年後見制度の利用促進及び福祉サービス利用者保護、移動サービスの支援、生活支援情報提供の推進、被生活保護者等自立支援 など
	5 人を育み 共につながる 心豊かなまち	25	21 安心して子どもを産み育てられる環境づくり	29
		22 保育の充実	31	保育園運営①、認証保育所運営、家庭福祉員、杉並区保育室の運営、私立幼稚園の預かり保育、保育施設建設助成、保育施設の整備 など
		23 障害児援護の充実	14	地域デイサービス等事業運営助成、障害児通所給付、こども発達センター療育相談・指導、発達障害児支援、障害児発達相談 など
		24 子ども・青少年の育成支援の充実	13	児童青少年センター・児童館事業の運営、学童クラブ事業、次世代育成基金の運営、(仮称)和泉第二学童クラブの整備 など
25		25 生涯の基盤を育む質の高い教育の推進	21	学校の支援、国際理解教育の推進、学校給食の推進②、学校教育への支援①、学校支援教職員、就学前教育、中学校の移動教室 など
		26 成長・発達に応じたきめ細かな教育の推進	8	就学前教育、特別支援教育(障害児教育)、教育相談等運営②、学校教育への支援②、ネット被害の防止、済美養護学校維持管理① など
		27 学校教育環境の整備・充実	16	学校図書館の充実、小学校の施設整備、中学校の施設整備、高井戸第二小学校の改築、小中一貫校の施設整備(新泉・和泉地区) など
26		28 地域と共にある学校づくり	5	新しい学校づくりの推進、地域運営学校等推進、小中一貫教育校開校準備(新泉・和泉地区)、地域教育力の向上
		29 学びとスポーツで世代をつなぐ豊かな地域づくり	24	オリンピック・パラリンピックの推進、社会教育の振興、図書館運営、スポーツ推進計画、体育施設の維持管理、妙正寺体育館の改築 など
25		30 文化・芸術の振興	3	文化・芸術の振興、杉並芸術会館の維持管理、杉並公会堂(PFI事業)
		31 交流と平和、男女共同参画の推進	6	すぎなみフェスタ、平和事業の推進、男女共同参画の推進、男女平等推進センターの運営、国際・国内交流の推進、杉並区交流協会助成
		32 地域住民活動の支援と地域人材の育成	4	地域住民活動の支援、NPO等の活動支援、地域人材の育成、地域集会施設等維持管理
合計			444	

○全予算事務事業数は651事業。複数の施策にまたがる予算事務事業は、施策ごとに分けて事務事業評価を実施(事業名の後に①②と表示)したため、評価対象事業数は661。

## 2 施策を構成しない事務事業（217事業）

○網掛けは、24～26年度に外部評価を実施した事業、※は、27年度当初予算0円の事業（単位：千円）

外部評価年度	整理番号	昨年度整理番号	事務事業名	主要事業	簡易な評価	26年度事業費	26年度人件費	26年度総事業費	担当課名
	004	004	政策経営部の一般管理事務		○	3,150	11,352	14,502	企画課
	005	005	区政運営の総合調整	○		9,413	82,819	92,232	
	006	006	区政経営改革の推進	○		12,147	38,871	51,018	
	007	007	施設整備基金積立金		○	2,687,450	88	2,687,538	
25	008	008	公有地活用推進	○		0	1,057	1,057	
24	106	100	緊急雇用創出臨時特例交付金事業 ※			100,574	793	101,367	財政課
	011	009	予算編成事務			2,521	107,493	110,014	
	012	010	財政調整基金積立金		○	5,926,602	88	5,926,690	
	013	011	減債基金積立金		○	1,169,725	88	1,169,813	
	104	098	中小企業勤労者福祉事業会計繰出金		○	11,127	88	11,215	
	137	129	国民健康保険事業会計繰出金		○	4,117,146	88	4,117,234	
	138	130	国民健康保険財政基盤安定繰出金		○	1,661,015	88	1,661,103	
	175	169	介護保険事業会計繰出金		○	5,182,801	88	5,182,889	
	176	170	後期高齢者医療事業会計繰出金		○	4,527,501	88	4,527,589	
	177	171	後期高齢者医療財政基盤安定繰出金		○	667,850	88	667,938	
	572	547	特別区債元金償還金		○	1,516,162	88	1,516,250	
	573	548	特別区債利子支払		○	270,277	88	270,365	
	574	549	一時借入金利子支払		○	0	0	0	
	575	550	起債事務		○	31	1,498	1,529	
	578	553	予備費充当		○	0	0	0	
	621	595	予備費		○	0	0	0	
	646	620	予備費		○	0	0	0	
	656	630	予備費		○	0	0	0	
	661	635	予備費		○	0	0	0	
	014	012	情報システムの運営			1,225,373	309,493	1,534,866	
25	015	013	情報公開・個人情報保護・法規			10,746	110,147	120,893	
25	016	014	情報政策の推進			12,456	84,496	96,952	
	029	027	区施設の保安全管理			31,784	130,173	161,957	営繕課
	032	030	総務部一般管理		○	1,678	2,699	4,377	総務課
	033	031	総務事務			159,298	44,979	204,277	
	034	032	外部監査			0	2,819	2,819	
	035	033	文書事務			35,052	51,935	86,987	
	576	551	特別区競馬組合分担金		○	0	88	88	
	036	034	秘書事務			3,434	34,095	37,529	秘書課
	017	015	職員人事・給与支払事務			67,223	133,659	200,882	職員課
	018	016	共済組合等分担金		○	68,211	12,604	80,815	
	019	017	杉並区職員互助会事業補助		○	25,515	12,339	37,854	
	020	018	非常勤職員社会保険・雇用保険		○	88,609	18,688	107,297	
	021	019	職員福利厚生		○	23,180	11,013	34,193	
	022	020	職員の健康管理			63,213	16,700	79,913	
25	023	021	職員人材育成			31,393	35,106	66,499	
	563	538	議会職員人件費		○	148,200	3,578	151,778	
	564	539	総務職員人件費		○	5,672,648	11,611	5,684,259	
	565	540	生活経済職員人件費		○	3,354,365	8,239	3,362,604	
25	566	541	保健福祉職員人件費		○	14,574,524	11,660	14,586,184	
	567	542	都市整備職員人件費		○	2,679,805	8,239	2,688,044	
	568	543	環境清掃職員人件費		○	2,380,892	8,239	2,389,131	
	569	544	教育職員人件費		○	1,954,041	7,683	1,961,724	
	571	546	嘱託員人件費		○	2,380,550	6,789	2,387,339	
	579	554	国保職員人件費		○	566,055	5,419	571,474	
	580	555	国保嘱託員人件費		○	5,371	346	5,717	

外部 評価 年度	整理 番号	昨年度 整理 番号	事務事業名	主要 事業	簡易 な評 価	26年度 事業費	26年度 人件費	26年度 総事業費	担当課名
	024	022	区役所本庁舎等維持管理		○	664,900	135,803	800,703	経理課
	025	023	庁有車の管理			108,348	27,319	135,667	
	026	024	契約事務			838	94,781	95,619	
	027	025	財産の取得・維持管理			12,363	32,330	44,693	
	028	026	土地開発公社の事業支援			120,996	9,251	130,247	
26	037	035	区政の広報			171,022	136,673	307,695	総務部広報課
	038	036	広聴活動			40,784	48,532	89,316	区政相談課
25	039	037	区民相談			15,856	24,119	39,975	区民相談課
	040	038	危機管理体制の強化			1,621	28,016	29,637	危機管理対策課
	050	047	会計・物品管理事務			66,029	148,900	214,929	会計課
	577	552	小切手支払未済償還金		○	0	0	0	
	051	048	選挙管理委員会の運営			14,097	27,663	41,760	選挙管理委員 会 事務局
	052	049	選挙に関する常時啓発活動			2,435	18,677	21,112	
	053		区長選挙・区議会議員補欠選挙 ※			151,547	44,314	195,861	
	054		区議会議員選挙			7,513	25,285	32,798	
	055		農業委員会委員選挙 ※			68	705	773	
	056		衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査 ※			154,901	31,540	186,441	
	057	053	監査委員・事務局の運営			9,770	62,651	72,421	監査委員会事務局
	001	001	区議会の運営			153,196	124,895	278,091	区議会事務局
	002	002	区議会議員報酬		○	649,572	2,501	652,073	
	003	003	区議会事務局の運営		○	1,745	10,098	11,843	
	058	054	区民生活部一般管理		○	29,761	16,739	46,500	区民生活部 管理課
	059	055	自衛官募集広報事務			31	881	912	
	060	056	公衆浴場の確保対策			14,266	1,762	16,028	
	061	057	外国人学校児童等保護者負担軽減			4,035	881	4,916	
	062	058	犯罪被害者支援			1,118	6,693	7,811	
	075	071	保養のための宿泊機会の提供			135,564	17,268	152,832	
	076	072	杉並会館の維持管理		○	69,825	5,286	75,111	
	080		消費者センターの移転整備 ※			4,240	1,762	6,002	
	087	082	杉並区統計書発行			1,861	3,711	5,572	
	088	083	各種統計調査			23,735	63,366	87,101	
	089	084	戸籍事務			62,032	407,364	469,396	区民課
	090	085	住民基本台帳事務	○		327,930	718,911	1,046,841	
	091	086	印鑑登録事務			3,985	281,805	285,790	
	092	087	住居表示の管理			7,384	37,354	44,738	
	093	088	区民事務所等の管理・運営	○	○	88,302	24,932	113,234	
	068	064	公共施設予約システム等維持管理	○		325,152	46,780	371,932	地域課
	063	059	自動車臨時運行許可事務			90	4,971	5,061	課税課
	083	078	過誤納還付			286,556	24,668	311,224	
25	084	079	特別区民税、都民税賦課事務			175,934	632,437	808,371	
24	085	080	特別区民税、都民税徴収整理事務	○		86,851	430,553	517,404	
	086	081	軽自動車税、たばこ税賦課徴収事務			87,180	33,716	120,896	
	010		地方創生交付金事業 ※			0	88	88	文化・交流課
	657	631	運営管理費			31,129	4,810	35,939	産業振興セン ター
	658	632	調査研究事業		○	70	1,286	1,356	
	659	633	情報提供事業		○	6,623	3,711	10,334	
	660	634	福祉事業		○	25,832	9,371	35,203	
	108	101	保健福祉部一般管理		○	21,931	42,296	64,227	保健福祉部 管理課
	110	103	民生(児童)委員活動			48,729	39,645	88,374	
	111	104	社会福祉協議会に対する助成等			201,016	6,608	207,624	
	121	114	福祉サービス第三者評価			19,597	986	20,583	
	132	125	社会福祉法人の認可・指導			202	4,405	4,607	
	133	131	臨時福祉給付金給付事業	○		898,842	31,209	930,051	

外部 評価 年度	整理 番号	昨年度 整理 番号	事務事業名	主要 事業	簡易 な評 価	26年度 事業費	26年度 人件費	26年度 総事業費	担当課名
	135	127	保健福祉部国庫支出金返納金		○	267,952	1,322	269,274	保健福祉部 管理課
	136	128	保健福祉部都支出金返納金		○	135,405	1,322	136,727	
	244		杉並福祉事務所等の移転整備			14,982	881	15,863	
	165	158	老人保健医療等事務			0	881	881	国保年金課
	174	168	老人保健医療諸費等			50	881	931	
	327	309	国民年金事務			2,884	157,524	160,408	
	581	556	国民健康保険一般事務			296,571	472,910	769,481	
	582	557	国民健康保険運営協議会			233	2,643	2,876	
	583	558	国民健康保険事業趣旨普及			816	5,374	6,190	
	584	559	東京都国民健康保険団体連合会負担金			8,565	1,762	10,327	
26	585	560	国民健康保険一般療養の給付			27,711,436	45,145	27,756,581	
	586	561	国民健康保険退職療養の給付		○	902,606	7,048	909,654	
	587	562	国民健康保険一般療養費の支給		○	668,827	17,620	686,447	
	588	563	国民健康保険退職療養費の支給		○	16,168	8,810	24,978	
	589	564	国民健康保険診療報酬審査・支払手数料		○	115,048	881	115,929	
	590	565	国民健康保険一般高額療養費の支給		○	3,266,005	23,627	3,289,632	
	591	566	国民健康保険退職高額療養費の支給		○	130,639	8,810	139,449	
	592	567	一般被保険者高額介護合算療養費		○	1,754	4,405	6,159	
	593	568	退職被保険者高額介護合算療養費		○	47	441	488	
	594	569	国民健康保険一般移送費の支給		○	89	1,762	1,851	
	595	570	国民健康保険退職移送費の支給		○	0	0	0	
	596	571	出産育児一時金の支給			274,582	8,810	283,392	
	597	572	出産育児一時金支払手数料		○	112	441	553	
	598	573	葬祭費の支給		○	39,760	8,810	48,570	
	599	574	結核・精神医療給付金の支給			36,466	2,203	38,669	
	600	575	老人保健医療費拠出金			0	0	0	
	601	576	老人保健事務費拠出金			281	441	722	
	602	577	前期高齢者納付金			5,519	1,762	7,281	
	603	578	前期高齢者事務費納付金			554	441	995	
	604	579	後期高齢者支援金			7,779,887	1,762	7,781,649	
	605	580	後期高齢者支援金事務費拠出金			554	881	1,435	
	606	581	介護納付金			3,414,571	1,762	3,416,333	
	607	582	高額医療費共同事業医療費拠出金			1,321,832	1,762	1,323,594	
	608	583	国民健康保険財政共同安定化事業事業費拠出金			4,545,962	1,762	4,547,724	
	609	584	高額医療費共同事業安定化事業事務費拠出金			0	0	0	
	610	585	国民健康保険財政共同安定化事業事務費拠出金			0	0	0	
	611	586	その他共同事業拠出金			8	441	449	
	612	587	国民健康保険保健事業			15,214	4,405	19,619	
	614	589	国民健康保険一般過誤納保険料の還付			92,794	17,620	110,414	
	615	590	国民健康保険退職過誤納保険料の還付		○	2,110	8,810	10,920	
	616	591	国民健康保険国庫支出金等返納金			474,832	441	475,273	
	617	592	国民健康保険小切手支払未済償還金		○	0	0	0	
	618		国民健康保険一般療養給付費等還付金 ※			3	441	444	
	619	593	国民健康保険一時借入金利子		○	0	0	0	
	620	594	国民健康保険延滞金		○	0	0	0	
	647	621	後期高齢者医療一般事務			60,415	136,794	197,209	
	648	622	葬祭費の支給			190,820	4,162	194,982	
	649	623	広域連合分賦金		○	11,396,010	9,691	11,405,701	
	651	625	後期高齢者医療保険保健事業			2,398	881	3,279	
	652	626	葬祭費の支給(過年度分) ※			0	0	0	
	653	627	保険料の還付			13,909	9,251	23,160	
	654	628	諸収入返納金		○	0	0	0	
	655	629	一般会計繰出金		○	448,797	881	449,678	

外部 評価 年度	整理 番号	昨年度 整理 番号	事務事業名	主要 事業	簡易 な評 価	26年度 事業費	26年度 人件費	26年度 総事業費	担当課名
	243		ゆうゆう阿佐谷館の改修 ※			48,435	2,397	50,832	高齢者施策課
	117	110	地域福祉活動の推進			2,500	881	3,381	高齢者在宅支援課
	622	596	介護保険一般事務			144,120	41,250	185,370	介護保険課
	623	597	介護認定審査会			64,557	107,518	172,075	
	624	598	介護認定調査			297,706	78,423	376,129	
	626	600	介護サービス費等の支給			29,745,328	26,083	29,771,411	
	627	601	介護予防サービス費等の支給			2,123,246	14,806	2,138,052	
	628	602	介護報酬審査支払手数料			44,408	881	45,289	
	629	603	特定入所者介護サービス費等の支給			833,335	14,096	847,431	
	630	604	高額介護サービス費等の支給			616,788	15,858	632,646	
	631	605	高額医療合算介護サービス等給付費			120,580	8,810	129,390	
	632	606	介護保険給付費準備基金の積立		○	609,916	1,762	611,678	
	640	614	過誤納介護保険料の還付			6,699	469	7,168	
	641	615	介護保険事業会計国庫支出金等返還金		○	294,975	1,762	296,737	
	642	616	介護保険事業会計小切手支払未済償還金		○	0	0	0	
	643	617	介護保険事業会計一時借入金利子		○	0	0	0	
	644	618	介護保険事業会計延滞金		○	0	0	0	
	645	619	一般会計繰出金 ※		○	378,968	1,322	380,290	
	299		子育て世帯臨時特例給付金給付事業	○		336,584	2,907	339,491	子育て支援課
	127	120	更生事業等			1,340	8,810	10,150	児童青少年課
25	328	310	保健所一般事務		○	6,816	13,642	20,458	康推進課
	372		和泉保健センターの改築 ※			864	969	1,833	都市計画課
	374	354	都市計画審議会運営			1,216	8,105	9,321	
	398	379	建築審査会運営			1,864	7,489	9,353	
	404	385	日照等調整事務			743	39,466	40,209	
	373	353	都市整備部一般管理		○	8,879	21,772	30,651	
	386	367	まちづくり景観審議会の運営			554	5,286	5,840	まちづくり推進課
	400	381	建築物等情報の整備及び提供			3,709	26,727	30,436	建築課
25	401	382	建築確認指導			3,665	151,506	155,171	
25	403	384	違反建築物取締			213	48,452	48,665	
	399	380	既存建築物等の適正管理指導			2,885	33,927	36,812	みどり公園課
	452	433	公園緑地事務所等の管理運営		○	104,109	43,920	148,029	
	402	383	開発許可及び道路位置の指定事務			451	55,855	56,306	
	406	387	屋外広告物許可・取締			992	14,272	15,264	
	412	393	建設工事統計調査			252	5,286	5,538	
	413	394	がけ・擁壁改善資金融資			6	1,233	1,239	
	415	396	道路認定改廃			565	47,839	48,404	
	416	397	道路等の管理区域確定			25,241	35,240	60,481	
	417	398	占用・使用許可、取締			6,496	87,040	93,536	
	426	407	道路掘さく復旧			53	5,286	5,339	
	453	434	環境部一般管理		○	2,113	14,630	16,743	環境課
	454	435	環境保全の普及啓発			897	15,599	16,496	
	459	440	カラス・ねずみ・蜂類の駆除相談			7,711	9,407	17,118	
	460	441	公害等防止			2,012	32,056	34,068	
25	461	442	大気や河川水質などの環境実態調査			20,684	21,670	42,354	
	464	445	一般廃棄物処理管理事務			1,924	15,565	17,489	ごみ対策減量課
	470	451	清掃一部事務組合分担金等		○	1,984,302	3,175	1,987,477	杉並清掃事務所
	467	448	ごみ運搬の中継業務	○		188,767	12,070	200,837	
	471	452	収集作業の安全管理			9,536	17,708	27,244	

外部評価年度	整理番号	昨年度整理番号	事務事業名	主要事業	簡易な評価	26年度事業費	26年度人件費	26年度総事業費	担当課名
	475	456	杉並区教育委員会の運営			18,281	53,650	71,931	教育員会 事務局 庶務課
	480	460	教育委員会事務局の庶務事務		○	9,820	23,608	33,428	
	482	462	学校人事・給与事務			851,731	65,707	917,438	
	483	463	学校職員福利厚生			8,504	4,971	13,475	
	570	545	学校職員人件費		○	2,506,906	17,620	2,524,526	
	489	469	教育職員人事事務			3,108	51,098	54,206	教育人事企画課
26	486	466	高校生奨学資金貸付			61,222	11,365	72,587	学務課
	488	468	学校職員の健康管理			39,124	1,715	40,839	
	497	478	児童・生徒災害共済給付			23,603	5,631	29,234	
	559		次世代トップアスリートの育成	○		3,398	5,727	9,125	スポーツ振興課
	502	483	教職員の研修			4,813	4,405	9,218	済美教育センター

### 3 財団等経営評価

	外部評価実施			
	24年度	25年度	26年度	27年度
公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団		○		
公益財団法人杉並区スポーツ振興財団	○			
社会福祉法人杉並区社会福祉協議会	○		○	
公益社団法人杉並区シルバー人材センター	○			
特定非営利活動法人すぎなみ環境ネットワーク	○		○	
杉並区交流協会	○			